

大東亞建設民族人口資料四三

昭和十七年五月五日

邦人海外發展史略說

(第三分冊)

厚生省 人口問題研究所

B50.4
90
1-43

M93A05
33

第一分冊

はじめに

目次

序説

一 明治以前に於ける邦人の海外発展

日本ノ對外膨脹線

八幡船の朝鮮、支那沿海に於ける活動

八幡船の南方輝進

豊臣秀吉の禁寇

豊太閤の雄囚

朱印船の南方進出

南洋日本町

西政人の植民地経営と日本人

寛永鎖國令

南洋經營續成ノ原因

三五

近代邦人海外移民歴史總説

二九

時代別大観

二九

移民政策ノ変遷

三五

移民渡航者數

四一

渡航地別移民渡航者數

四八

移民歸國者數

五五

移民渡航者年令別及男女別

五七

初渡航及再渡航別移民渡航者數

五九

移民渡航者職業別

六〇

在外本邦内地人數

六三

在外邦人ノ内地送金

六九

第三分冊

近代邦人海外發展史各説

緒言

第一章 布哇移民時代

第一節 布哇移民

明治勞蹟の三移民團

移民中絶期

第一回布哇移民の顛末

布哇の勞力不足

官約布哇移民の開始

日本郵船會社の官約移民輸送

官營より民營へ

移民會社の嚆矢

移民會社續出

移民保護法

布哇契約移民の禁止

自由移民の激減

布哇の外國移民

我が移民史上布哇の地位

第二節

濠州及びニューカレドニア移民

濠州移民の沿革

在濠邦人の近狀

ニューカレドニア移民の沿革及び近狀

第一分冊 正 誤 表

二三

二四

二五

二六

二七

二八

二九

三〇

三一

三二

三五

第三分冊

第二章 北米移民時代

第一節 米國移民

明治二十年横濱の状況

明治二十二年以降の状況

邦人移民と鉄道労働

日米紳士協約の締結

米國排日史大要

在米邦人の状況

第二節 加奈院移民

明治三十年前後の加奈院移民

日露戦争後の状況

最近に於ける状況

我が移民潮流南轉す

第三分冊

頁

一七 一六 一五 一四 一四 一二 一六 一五 一四 一 一 一

第三章 南米移民時代

緒言

第一節 メキシコ移民

明治四十年前後のメキシコ移民熱

根本植民地

明治三十六年以後の状況

第二節 秘露移民

南米移民の嚆矢、第一回秘露移民

第二回以後の森岡坂秘露移民

本邦南米航路の創始

秘露移民社の諸移民會社

在秘邦人状況

秘露拓植組合の設立

第三節 ガラシル移民

我が移民潮流の南移	四三
日伯通商條約の締結	四四
最初の日伯移民契約	四四
條約締結後の移民輸送計畫	四五
水野龍氏の渡伯	四五
第一回日本移民誘入契約の成立	四六
第一回移民の渡航	四八
竹村植民商館による第二回移民の輸送	四八
第三回移民	四九
大正三年迄の輸送状況	四九
日本移民に對する州補助金中止	五一
ブラジル移民組合結成	五一
復活第一次の移民	五二
海外興業會社創設	五三

海外興業會社創設に關する政府覽書	五四
海外興業創立前の移民取扱業者移民取扱数	五六
海外興業創立以来取扱移民数	五九
移民輸送船	六三
聖州加非園労働	六六
企業移民	六八
聖州外國移民	六九
第一次世界大戰迄の外國移民	七〇
第一次大戰後の移民	七一
聖州補助移民政策廢止	七二
日本移民の進出	七二
入伯日本移民数	七四
一九三〇年の入移民制限令	七九
邦人移民滞給状況	八〇

日本移民制限

八二

白國排日問題の経過

八三

概要

八三

最初の抑圧

八五

補助金下附不承認問題

八五

日本移民問題の政治問題化

八六

一九三〇年移入移民制限令

八九

憲法制定議會

九〇

政府案

九一

アツシリア移民問題

九二

修正案の提出

九二

議會に於ける審議

九六

移民制限実施

九九

現在在伯邦人数其他

一〇一

第四節 アルゼンチン移民

一〇七

第五節 コロンビア移民

一〇八

第六節 ハラグアイ移民

一〇九

第二章 北米移民時代

第一節 米國移民

明治二十年附近の狀態

明治二十年前後迄は米國出稼の日本移民の数は極め少かつた。米國移民調査委員會報告書に據れば、明治元年以前に於ては文久元年（一八六一）年に一名、慶應二年（一八六六年）に七名、同三年に六十七名、明治元年（一八六八年）に十四名の日本人が米國に移住したことが報告されてゐる。明治二年蘭人エドワード・スネールなる者が、加州ゴールド・ヒルの金坑鑛夫として前後二回に四十名の邦人を連行して以來逐年邦人居住者の数を増加したが、其後二十年間増加の速度は甚だ遅々たるであつた。

明治二十二年以降の狀態

然るに明治十五年（一八八二年）米國が支那移民排斥法を制定して支

斯くの如く嘗て在米邦人の勢から見る部分は何れを経ても米國に渡つたものであつて、此の布達經由者は直接渡米者にして其の素質が思く、此のことが米國に於る日本移民排斥の一原因であつたことは遺憾とすべきである。

一方在米邦人の数は明治三十七年には五萬三千、三十八年には六萬一千、三十九年には七萬三千、四十年には八萬九千と累年増加した。

明治四十年頃に於ける在米邦人の職業別を見るに、其の中最も多数を占むるものは鐵道人夫及鑛山労働者で、總数の約二割六分を占め、日本人労働者の大部分は此の二者から供給された。次は農業労働者及小作、借地農等農耕に従事するもので約二割四分、他の半数は家庭労働者、農園師、商工業に従事するもの、學徒其他であつた。右の鐵道、鑛山労働者としての邦人労働者群が米人労働者の脅威となつて總て之が米國排斥運動の有力な原因となつた。

尚其の頃の在米邦人の分布状態は、其の六割は加州にあり、之を中心

として東はシエラネバダ及遠くロッキーマウンテンを越えて、ユタ、コロラド
及アイダホ諸州に散在し、南は南加州に勢力を扶植して墨國々境に及ん
た。

邦人移民と鉄道労働

初め米國內地に於ける日本人移民の飛達は鉄道労働者か之が先驅をな
した。これは現在ブラジルに於ける邦人移民の飛達が最初から農業労働者
として進出し来たのと其の趣を異にしてゐるが、米國に於ける鉄道労働
者か、邦人移民に先づ職を與へ、總て他に轉ずる迄の準備期間を與へた
ことは、ブラジルに於ける珈琲園労働者か邦人移民の其の後の活動に備へ
る楯籠となつてゐること、甚だ相似たるものがある。

米國內地に於ける邦人事業の飛達と鐵道工夫とは離るべからざる密接
の關係を有したか、日本人が最初に鐵道の線路工夫として使用されたのは明治
二十一年、二年頃に、盛に使役せらるゝに至つたのは明治三十七年以後の
ことである。爾來各地鐵道會社は日本人請買業者の手を経て、盛に日本

人労働者を使用し、太平洋岸地方は勿論、西部一帯の鐵道沿線地帯には到る
処に日本人労働者を見るに至った。

斯くて多数日本人は太平洋岸より漸次内地に進入するの機会を得、彼
等は一度内地に進入するや、鐵道工夫として就働する傍、附近の事情に
通ずるに従て、或は農園労働者となり、或は獨立耕作者に轉進するものを
生じ、其の結果鐵道沿線地方に日本人の植民的勢力を形成し、之が又新
米労働者誘引の原因ともなるので、邦人農園事業の飛進並に同労働者の増
加を来した。斯くの如く鐵道労働は邦人労働者に賃金收得、内地進入、
他業轉進の機会を與へたのみならず、沿線の地方農園主に必要の時期に自
由に労働者を解雇の途を與へた。此がブラジル移民に於ける加非園労働
が恰も右と同じ様な役割をなしたつ、あることは興味深いことである。

日米紳士協約の締結

明治四十年頃には邦人の基礎も漸く深く、土地と接接なる關係を有し

て出稼労働より進んで上着時代に入り、加州の一部に於ては更に歩を進めて企業経営時代に入った感があつた。而して明治四十年に於ける全米の在在邦人数は約九萬を算した。然るに日露戦争前後から多数の邦人が日本内地、樺太、メキシコ、加拿大より急激に入國するに及んで、米國太平洋岸殊に柔佛に於て邦人に對する反感が激る猛烈となり、明治三十九年末には一危機を胚胎するに至り、遂に四十年十二月所謂日米紳士協約が締結せられて、邦人労働者の獲米は爾後日本側に於て自然的に之を制限することゝなつた。

米國排日史大要

之より先既に明治二十四年三月柔佛に渡航した邦人中、貧困者或は契約労働者たるの理由を以て上陸を拒絶せられた者が多数に上つた。此の時我が政府は同年六月各府縣知事に對する通牒を以て、獲米者に對する激券飛給に充分の取締をなすべしことを警告した。

在米邦人の數が一萬三千に達した明治三十年始めにアイダホ州に於て邦人

排斥の聲を聞いた。三十一年には桑港に於て邦人五十餘名が前後二回に亘り公共の負擔となる虞あるものとして上陸を禁せられた事件が起つた。此時も我が政府は渡米者に對する取締を嚴重にすべし旨を更めて地方長官に訓令した。同年末加州議會は日本人労働者排斥の決議案が提出された。翌三十二年ソートレーモ市に於ける西部諸州労働團體聯合大會は日本労働者の渡米に對する決議案を通過し、中央政府も亦調査員を太平洋沿岸及本邦に派遣した。之に對し我が政府は三十三年五月米國行移民を一ヶ月各府縣を通過し二百名内外に制限し、八月更に當分の間一切米國行移民を差止めた。米國に於ける排日運動は之が爲一時小衆を得たる如き觀があつたが、其後邦人の渡米する者日露戰爭前後に於て激増した爲めに日露戰爭と境として復又排日運動は勢を加へた。

日本人移民に關し始めて強硬なる組織的要求の現はれたるは極めて多數の邦人の渡米を見た明治三十三年で、總て満期に達せんとする支那人排斥法の再制定を考慮する爲同年召集された桑港市民大會に於て日本人

労働者ヲ移住ニ對する強き反對を示せる排日決議が行はれた。即ち同大
會は舊に支那人排斥法の再制定を議會に勧奨する一決議を可決した。又
はなく、更に進んで外交官以外の一切の日本人を排斥するが爲め、法律
ヲ制定又は他ノ必要なる處置ヲ執るべきことを勧告する旨を決議した。

翌三十四年一月加州知事ゲーリー氏は州議會に對し「支那労働者より受
くべき危険」と日本人労働者の無制限移入より蒙る危険とは同一性質のも
りであるから、之に制限を加ふる爲め、日本と新に條約を締結し、又議
會に於て法律を制定することか望まし」との旨の教書を送つた。其結
果同議會は日本移民の制限を希望せる建議書を中央議會に送附した。
三十七年十一月桑港に開催された米國労働組合大會は支那人排斥法を撤
去して支那人と共に日本人及韓國人労働者の排斥すべき旨を決議した。
然し、三十八年春に至る迄は之等の排日運動は日本移民に關しては左程
世論を喚起することほなかつた。

然るに明治三十七年より同三十八年に亘り、日本内地及南洋の両方面

より、米國に入來せる日本人労働者が急激に増加するや、果敢乘港クロニクル紙は明治三十八年二月二十三日以後連日對日向題に關する論說を掲げ、一般の注意を喚起した。茲に於て日本人向題は直ちに加州議會の取上りとなつて、爾來每期議會に於ける重要議題となつた。更に同年五月乘港に亞細亞人排斥同盟會が設立せらるゝに及んで、日本人の移住に對する反對は更に組織化せられ、同會は其後シヤトル、ホートランド、其他各地に支部を設けて活潑なる活動を試みた。又同年五月乘港市學務局は日支兩國兒童の爲めに隔離學校を設けることを決定した。之が實施に至らざる中、翌明治三十九年四月乘港大震火災に遭遇し、日本兒童の通學する學校が燒失するに及んで、日本人學校向題は更に激化し、同年十月學務局は遂に隔離學校令を出して多數日本人兒童を東洋人學校に轉校せしむることとなつた。茲に於て排日向題に關し日本兩國政府向に始めて公式の交渉が開始されるに至つた。

翌明治四十年學務局は遂に隔離學校令を撤回し、之が交換條件として

日本政府は自己の任意を以て米國行移民を制限することになり、四月十日、四月三十一日覺書を駐日米國大使に通告した。之が所謂日米紳士協約と稱せらるゝもので、爾後我が政府日旅券による渡米者の取締を實行し、再渡航者、在米者の父母妻子、学生商人等の外は新なる労働者の渡米を禁止することとした。一方明治四十年二月の米國修正移民法に據り、米大統領はメキシコ、加東諸若しくは布哇行旅券を許すし、該地より轉来する日本移民の入國を拒絶する命令を發布した。

又明治四十年には日本人土地所有禁止法案が始めて加州議會に現はれ、下院を通過したが、ルーズベルト大統領の干渉により阻止された。其後も加州議會には排日法案又は決議案等の提出さるゝものか次第に多くなつた。が大正二年に至る迄は之等殆ど全部は米國中央政府の干渉と我國民の機嫌の措置とによりて不成功に終つた。其他ネブダ州、オレゴン州、モンタナ州等の議會に於ても明治四十二年各種の排日議案が提出されたが、何れも半途失敗に終つた。而して之等加州以外の西部諸州に於ける日

白人移民問題は加州に於ける運動の結果として、挫折に觸れず重要視せ
らるゝに過ぎなかつた。又は主として加州と他の諸州との間に在留日本
人の数と其の發展状況の差異あるによるものと、又加州に於ける過去の交
邦人排斥運動の成功が對日本人感情の發展に與つて力加あつたものと見
られる。

而して大正二年の加州議會は遂に日本人の土地所有を禁止し、借地權
を制限するを目的とする新土地法を可決し、五月十九日同法律が成立し
た。日本政府は珍田大使をして抗議せしめたが、結局得るところがなかつた。

大正九年加州の排日派は曩に日本人の土地所有を禁止し、借地權を制
限せる大正二年の加州法律を以て満足せず、更に一般人民投票を行ひ
排日法案を通過して茲に日本人の借地權をすら全く禁止するに至つた。
翌大正十年ワシントン州議會も亦日本人の土地所有禁止を目的とする外
國人土地法を通過した。大正十一年米國大審院は日本人に墾化權なきこ

とを判決し、翌年大審院は前記如、華西州の排日土地法を認めたる。

更に大正十三年（一九一四年）我國が前年の未曾有の凶水大震災火災に呻吟せる時、米國議會は排化不能外國人移民入國禁止條項を念む移民入國割當法案を通過し、同年七月一日より実施となり、邦人移民の米國渡航は爾後完全に閉塞せしめられた。

在米邦人の状況

米國本土在住邦人の数は昭和十三年十月一日現在に於て十一萬三千人、其内約十萬人は太平洋岸諸州に散在してゐる。其の職業別は農業者が第一で、有業者四萬人中の約四割を占め、次は商業の一萬一千人、工業の二千六百八人、公務、自由業の二千二百人の順である。

農業は蔬菜、果實、花卉栽培を主として其の生産物は全米に供給される。声價を有してゐる。邦人農業者の耕作面積は二十四萬英反に達するが、其の中邦人所有面積は僅かに四萬五千英反に過ぎない。排日土地法の

調査の結果日本人の土地賃借が禁ぜられ、土地の上に確かな権原を有し
ないことが、在米邦人職業の最大の缺陷とされた。此の他南加サンペ
ドロ及サンディエゴ附近を中心にして約一千人の邦人が漁業に従事してゐる。

在米邦人職業別 昭和十三年十月一日現在

農	一六、三九〇
水産業	八三一
鑛業	二三九
工業	二六五五
商業	一六、七三四
交通業	一、二七三
公務自由業	六、二六九
家事使用人	一、八三九
其他ノ有業者	一、九一〇

第二節 加奈陀移民

明治三十年前後の加奈陀移民

加奈陀に日本人が始めて足蹟を印したのは明治十年頃であるといはれる。然し加奈陀に對する邦人の移住は大体に於て米國に於ける邦人移民の歴史と其の盛衰の時期を同じうしてゐる。日清戰爭中は一時渡航が杜絶したか、同戰爭後國民の海外渡航熱の勃興に伴て邦人労働者主として漁業、製材、炭坑労働者力加奈陀に渡航するものが激増し、明治二十三年には加奈陀西海岸に於ける邦人漁業者は其數三千人に達した。然し其の頃から米國に於ける排日と相呼應して邦人排斥の聲が漸次昂まり種々の排日手段が講せられたが、其の都度英國政府の蓋力によつて事なきを得

た。

日露戦争後の状態

然るに日露戦争前後より布達那人が潮の如く米大陸に轉流し始め、米
港と同様に泰肥の晚香坡に押寄せた数は非常な多数に上り、尠からず白
人の反感を挑発した。

當時の米國太平洋岸に於ける排日運動の主腦者等は加奈肥の排日家と氣
脈を同じ、此の地方にも排日の火の手が擧げられ晚香坡に於て邦人は白
人労働者の爲めに襲撃せられた。暴行を加へられた。遂に之が動機となつ
て日米紳士協約成立し直後明治四十一年日加間に日本移民制限に関する
所謂ル、ミエール協約が成立した。其結果非移民、再渡航者、店員、特
定の農業労働者、家内使用人に限り加奈肥渡航が認められた。且非移民外
渡航者の数は一ヶ年四百人に限られた。同時に布達那より轉流する米國に於
けると同様禁せられた。更に大正十二年（一九一三年）右の人数は百五

十人に減出の此、事実上入國禁止と同様に存つてゐる。

最近に於ける状況

最近の在加邦人の数は約三萬で、其の大部分は太平洋岸ブリチッシェ
コロニアに居住し、農林業、漁業、製糖業及商業に従事してゐる。
邦人漁業者は多く鮭業に従事し、同州漁業の今日の隆盛を導いたのは全
く同胞移民の力によるものである。

在加邦人職業別

昭和十三年十月一日現在

農	業	一、七九五
水産	業	一、〇二九
礦	業	七三
工	業	一、七八二
商	業	一、一九二

交通業	一七九
公務自由業	一六三
家事使用人	二〇四
其他ノ有業者	八二四
無業(主として家族)	一五、八〇四
計	二三、〇四五

我が移民潮流南轉す

斯くの如く明治四十年來の日米紳士協約及四十一年の日加ル、ミュー
 協約によつて我が對北米移民は制限せられ、同時に和哇邦人の大陸轉航
 か米・加兩國に於て禁止せらるゝ、又、さしもの我が海外移民熱も一時は
 之が爲めに下降状態となり邦人移民の海外渡航数は明治四十年に一萬七
 千のたが、四十一年には四千に、四十二年には二千に減少した。

北米への進出は遂に阻止せらるゝに至つたが、之を轉機として新に邦

人移民は其の活路を南米に発見し、之より我が移民潮流は漸次南米移住の世界的潮流にも和して、進路を南轉し、茲に南米進出の新時代を開拓した。

自明治三十二年
至昭和十二年
布哇及北米行本邦移民渡航者員数表

年次	渡航先	布	哇	米	國	力	ナ	カ	計
明治三十二年	三十三	二六九	七三	三一四	〇	一七二	六	二七	八三九
三十三	三十四	一五二	九	七五八	五	二七一	〇	一六	八二四
三十四	三十五	三一六	六	三二	〇	一	〇	三	一六八
三十五	三十六	一四四	九〇	七〇	〇	三五	一四	五九	五
三十六	三十七	九〇	九一	三一八	〇	一七八	九	五八	七
三十七	三十八	九四	四三	六四〇	〇	一五九	一〇	二四	二

(米國ハ直接渡航者ノミ、布哇ヨリノ轉航者ヲ含マズ)

七	六	五	四	三	二	大正 元 年	四十四	四十三	四十二	四十一	四十	三十九	三十八
三〇二四	四一一一	三六四三	三〇五五	三一八七	四二七六	四七三二	六五九五	六七一七	六三二九	三四五五	一四三九七	二五七五〇	一〇八一三
六三〇六	六四七七	五七六一	五四九八	五五五三	四三八一	三三七八	一九六三	九二六	七七七	一五八五	六七一二	六七一五	七一四
一七八〇	一二二六	一〇五五	七七八	一二八四	一二七〇	一〇二五	八二〇	五三八	二八一	六〇一	六七五三	四四二	一九六
一一一一〇	一一七九四	一〇四九九	九三三一	一〇〇二四	九九二七	九一三五	五三七八	六一八一	六三八七	五六四一	一九八六二	二七九〇九	一一七二三

大正八年	九	十	十一	十二	十三	十四	昭和元年	二	三	四	五	六	七
三〇八八	二七八九	三二一九	三九六〇	三一八二	六一六三	四八五	六三六	五二六	二六五	一一九			
六二七三	五九五九	四三二一	三五五八	六六一七	四〇六四	二八九	三四四	三七〇	三〇六	二二六			
一七六四	一三七一	一六六三	一〇三二	六四八	六一〇三	九七九	一〇〇九	一〇六二	六〇五〇	四三〇	一三七	一〇六	一九八
一六一二五	一〇一一九	八六九九	七五四〇	五三七七	七三三〇	一七五三	一九八九	一九五八	一六二一	七八五	一三七	一〇六	一九八

第三章 南米移民時代

緒言

中南米に對する日本の関心は決して新しいものではなく、既に三百餘年前伊達政宗の家臣カトーマに使した際に、メキシコを経て往復してゐる。又南米に於けるインカ帝國の祖先は日本人であるとの実証に努めてゐる。南米の人類学者もある。然し現在居住する邦人は凡て明治期以降の渡

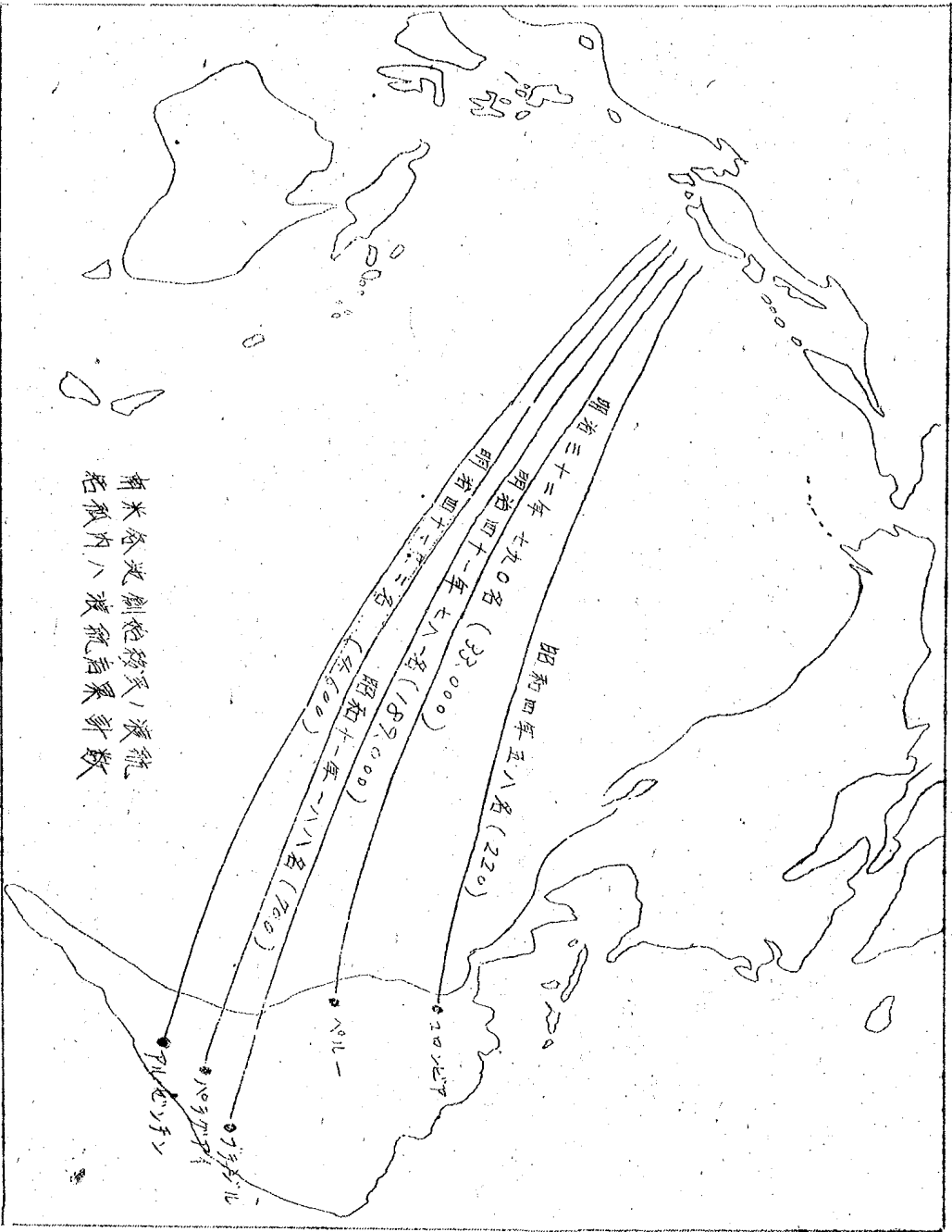
計	昭 和 八 年	九	十	十一	十二
一六五、一〇六					
八七、八四八					
三六、三四三	一〇九	八二	五七	一〇五	九一
二八四、二九七	一〇九	八二	五七	一〇五	九一

飛着であることは、他の方面に於る海外在留者と同様である。

我が海外拓殖の先業者である農本武揚子爵がメキシコに着目し、オヤハス州に飛人植民地の建設を計画し、我が移民を送つたのは明治三十年のことであつた。

發念ながら農本子爵の大植民計畫は中途にして挫折の已む様なきに至つた。明治三十一年葡徒が米國に併合せられ、次いで同三十三年契約移民の入島が禁止されるに至つた爲め、従来葡徒人への契約移民送出を殆ど唯一の事業としておた数多の移民會社は大打撃を蒙り、解散するものも続出したが、中には中南米、或は外南洋、濠洲方面へ新志路を見出し、同地方へ移民を送出するものもあつた。

ペルーへは明治三十二年、メキシコへは同三十六年に最初の契約移民が渡航してゐる。明治三十年代は、我が海外移民の最大指向は米國太平洋岸地帯であつたが、同地方に於る飛人労働者に対する悪質の排斥運動が激化して來た爲め、ペルー或はメキシコへの渡航熱を昂め、更に明治



関東各地に配備された砲艦の
 数 (砲艦)

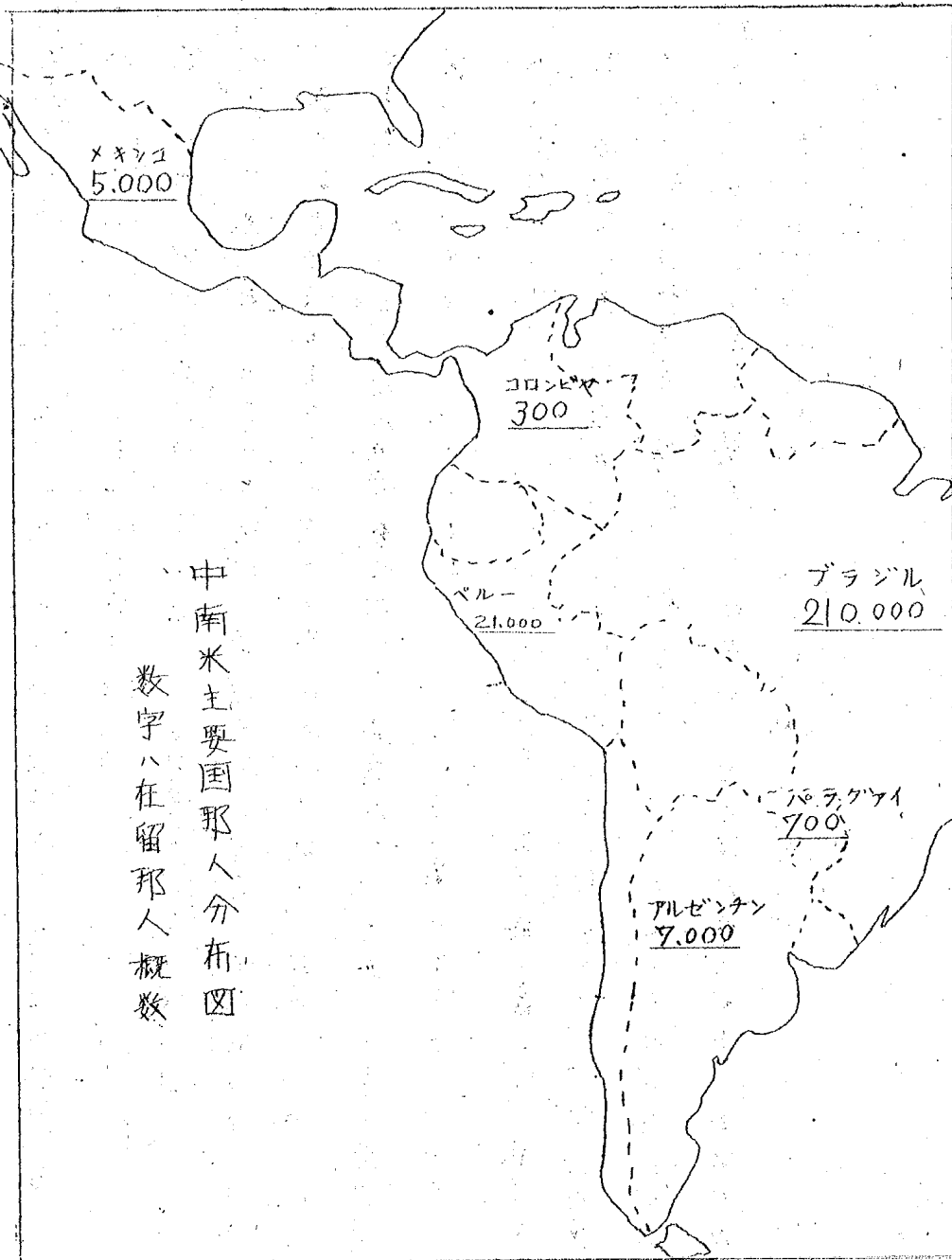
四十一年には、ブラジル、アルゼンチンへの最初の移民が送られた。

その後第一次欧州大戦等もあつて著しい発展は見られなかつたが戦後の
及動期に至つて、我國に於て始めて失業問題が発生し、これが大正七年
の米騒動によつて世人の注意を喚起した食糧問題と共に人口問題として
國民の耳目を刺戟し、一過剰人への對策として海外移民を奨励すべし、
特に我が國民を歓迎するブラジルへの声が隨所に聞かれる様になり、
尚又、向大戦により我が國民の世界的管識が増進し、これが好況により
により發はれた進取の氣性と相俟つて海外発展の氣運を助長し、一方我
が政府も大正十年を轉機として積極的に移民の奨励に當つたので、渡航
者が著増したのであつた。これより昭和九年ブラジルが日本移民の入國
を制限するに至る迄は、我が海外移民と言へば専らブラジル移民を指稱
したのであつて、然つてこの時代を對伯移民時代とも稱し得るのである
。即ち大正十二年より昭和九年迄十二年間の本邦海外移民渡航者總數二
一九、三九人中約六二%の一三五、八七三人は對伯移民であり、殊に昭

和五年より同九年迄の五年間と於ては總數一の大、大五の人中七六%
かハの、六五七人がブラジルへ渡航してゐる。

斯くの如く昭和九年ブラジルに於て移民制限の政策が採られ、他方日
滿兩國の特殊關係よりして大規模の滿洲开拓民計畫が実行せらるゝに至
り、茲に我が移民史上更に一時代を劃する時が到来したのである。

中南米に於ては留邦人の總數は約二十五萬人であるが、左表の通り之
の実に八割四分はブラジルに在住し、ペルーの二萬一千人がこれに次い
、以下アルゼンチン、メキシコの順位である。職業的に觀ると、無業者
七割七分で有業者の割合が内地などに比較すると著しく低い。即ち内地
の昭和五年の國勢調査に據れば、總人口中に占める有業者の割合は四割
五分であつた。女子の有業者の甚だ低いことも渡航船數の年數が割合に短
かく子女が未だ概ね弱年であるなどが主因と思はれる。



中南米主要国邦人分析図
 数字ハ在留邦人概数

職業別中南米在留邦人数 昭和十五年十月一日現在

職業別	總数		農業	水産業	鑛業	工業	商業	交通業	公務		
	自由業	傭家							傭人	其他	傭業
ブラジル	二〇、五、一四	三、五、七〇	八七	五、二、五二	二、二、八六	三、三、四	六、〇、二	四、五、六	三、三、五	六、一、四七六	
ペルー	三、二、〇、〇	一、七、五九	一	一、三、七一	四、一、二五	一	一、三、五	一、六、〇	八、四	一、四、五、六	
アルゼンチン	七、〇、九五	一、〇、八七	一	一、四、〇、八	九、一、九	一、二、二	七、二	一、一、八	四、二	三、三、七	
エクアドル	五、〇、三〇	四、〇、五	二、三、五	六	一、〇、八	八、三、五	三、七	一、五、四	一、二	六	
パラグアイ	六、七、四	一、〇、三	一	一	三	一、五	一、二	一、七	一、二	六	
キューバ	六、五、三	一、六、七	二、九	一	二、六	一、〇、五	一	一、七	三、六	一、二、七、六	
ボリビア	六、四、一	四、五	一	一	二、七	一、八、六	一	一	一	三、八、二	
チリ	五、九、五	五、八	二	二	四、二	三、〇、三	六	一、三	五	二、五、六	
パナマ	三、九、五	一	四	一	一、九	一、六、三	二	一、一	一	一、九、〇	
コロンビア	二、九、三	六、三	一	一	一、九	二、三	一	九	一	一、九、七	
ウルグアイ	八、六	一、五	一	一	二	一、六	一	一	一	四、九	

合 計	三九一八七	三九四八二	三四七	一三三、三九九	八九、七三	五、五	一〇、三一	七九七	四三六	一八四、四三
サエネ、スラ	三九	一	一	一	一	一	二	一	一	一一
サル、イ、トル	七	一	一	一	二	一	二	一	一	三

性別に見ると、在教の通り男女の数に隔りが少ない態が認められる。こ
 れは永住的農業移民が大多数を占め、従って家族移民が多いことを突
 證してゐる。

男女別中南米在留邦人数 昭和十三年十月一日現在

國 別	男	女	計
ブラジル	一一一、四三八	八八、四四二	一九九、八八〇
ペルー	一三、二六一	八、三四三	二一、五〇三
アルゼンチン	四、八二八	一、八三一	六、六五九

割 合	新	サ ル ツ ア ド ル	ウ エ ネ ス エ ラ	ウ ル ガ ア イ	コ ロ ン ビ ア	バ ナ マ	キ リ ー	ホ リ ビ ヤ	キ ユ ト バ	ハ ラ グ ア イ	メ キ シ コ
五七%	一三四、三六九	五	二〇	五六	一七八	二四七	四五〇	五九一	四八八	二九三	二、〇一四
四三%	一〇一、七二三	四	五	三三	一八一	一〇四	二四五	二八四	一八四	二二七	二、〇一一
一〇〇%	二三八、五九二	九	二五	八九	二八九	三五一	六九五	八七五	六七二	五二〇	五、〇二五

自明治三十二年
至昭和十二年
中南米行本籍移民被航者員數表

年次	被航者	メキシコ	パナマ	キリパ	ブラジル	ペルー	アルゼンチン	チリ	コロンビア	ボリビア	エクアドル	ペルー	計
明治三十二年	一	一				七九〇							七九一
三十二年	一												一
三十四年	九五												九五
三十五年	八三												八三
三十六年	二八一					一三〇三		三三六					一七七一
三十七年	一三六一												一三六一
三十八年	三四六												三四六
三十九年	五〇八					二二五七							二七六五
四十年	二八三二		四			八五	一						三九二二
四十一年	一					七九九							七九九
四十二年	二					四一三三							四一三五

十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	大正元年	明治三年
六八	七七	六九	五三	六四	一三八	五三	二二	一九	三五	四七	一六	二八
六	二二	三〇	一五	二五	一三	一	四	七	二			
		七	八	三	四	一	七					
七九七	九八六	九七〇	九七〇	三三七三	四九七六	三六八三	三五	三九	三五三六	六九四六	六八五九	九二一
三三三	二〇二	七七一	八三六	一五〇七	一七三六	一九四八	一四三九	一三四八	一三三三	一三六	七一四	四八三
六六	五二	五三	四二	一七四	一三四	一三七	一三五	一三三	四一	一〇三	一六	二
六	八	二一	一六	二一	一八	二〇	一五	八	九	二七	一	八
	二	三										
二	一	二	五	三	三	五	一					

一四〇一
 四九四
 三、六〇六
 八、二五〇
 四、七四三
 一、四四九
 一、七一七
 六、〇五〇
 七、九七一
 四、五三九
 一、九四九
 一、九三六
 一、三四九
 一、二七八

針	上	略和十針
四三八	六五	六二
四一七	二七	三二
六一一	五	九
八六八	四六九五	五五七
三九五	一六六	五九三
四六一五	三〇七	三四九
五三三	一一	一七
二一八	一	二
一八五	一二	三三
七		
一七	二	五
三三九	一五〇	一八八
三		
二六九六	五四二一	六六四六

第一節　メキシコ移民

明治四十年前後のメキシコ移民熱

日露戦争を契機として北米の排日運動が猖獗を極め來るや、一時邦人の墨國渡航熱が旺盛となり、明治三十九年には五千人、四十年には三千八百人の邦人が同國に渡航し、主として炭坑、砂糖耕地、鐵道工事等に働いた。

榎本植民地

抑々在墨邦人の歴史は明治三十年に始まる。同年我が海外拓殖の先覚者榎本武揚子爵が当時の墨國駐劄の室田公侯の企劃と実地視察者榎本正氏等の報告に基き、珈琲園の経営を目的として同國南部チマパス州エスマントラ附近の官有地十八萬英反を買収し、第一回移民として農夫及學生三十三人を同地に送つた。然し右の榎本植民地は不幸にして土地の選

定を遂げた爲め中途で挫折の止むなきに至った。

明治三十六年以後の状況

其後明治三十六年十二月熊本移民會社が北部コアラ州エスペランサ炭坑行契約移民四十八名を送り出したのを初めとして、東洋移民會社及大陸植民各資會社によつて、同四十年五月迄に前後十数回に亘つて約一萬の邦人移民が墨國に送られた。之等の移民は前記炭坑の外、鉄道工事、砂糖耕地等に就働したが、其後彼等の中には黄熱病、熱射病等に倒れる者、炭坑爆発の難に遭遇する者、契約を破棄して逃去する者等續出し、歸國せる者二千名、他國主として米國へ轉入せる者四千名に達した。右の他残留せる者はメキシコ國內各地に散在して農業、小商業に従事したが、最近の在留邦人数は五千人で其の過半数は此等先驅者のなした寄居渡船者である。雜貨、食料品、玆班志等の小商業を營むものが多く、次で北部地方に於て農業を營むもの、低加州各地を本據として漢業に従事するものが多数を占める。

同國には革命騒亂相次いで起り、之が爲め在留邦人の受けた打撃も尠くなく、其の發達は遲延するが、其後同國の政情安定するに伴つて各地に日本人の有力な小成功者の輩出を見

るに至つた。邦人の總投資額約三百萬圓、一ヶ年の取引額一千萬圓に上ると云はれる。

第三節 秘露移民

南米移民の嚆矢、第一回秘露移民

南米諸國中日本と國交を開始したのは秘露を以て最初とするが、邦人の南米移民に先鞭をつけたのも秘露移民を以て嚆矢とする。

明治三十一年一月日秘通商航海條約の締結せらるゝと共に、當時の駐露辦理公使室田義文氏は駐秘公使承任を命ぜられ、同年同公使は國書捧呈のため秘露に赴いた。室田公使の渡秘は國書捧呈の外に、邦人の秘露移民に関する瀕踏みの使命を帯じたものであった。

然し同公使の調査の結果は當時國內に於ける勞賃極めて低廉で、未だ勞働尊重の時代に到達せずとの結論を得て其旨政府に報告した。乍然、我が政府は是非共秘露移民奨励の方針を傳へ來つた。茲に於て同公使は更に努力の末當時秘露に居合はせた田中貞吉氏の助力と田中氏の友人で後年同國大統領となつたレギーア氏の協力に依り、當時國內に非常な權威を有した秘露農會を動かす、日本移民誘入の得策なるを決議せしめ、

同會の建議に基いて秘匿政府は移民法を始めて制定して日本移民の波未
を恐懸し来った。

一方又田中氏は直接農場の経営者とも種々交渉の末、移民契約を完成
して帰朝した。此時豫て同氏との間に疎解のあった森岡貞氏は森岡商會
なる移民會社を創立した。時ト明君三十三年である。同商會は後明君四
十二年森岡移民合資會社と改稱した。茲に漸に創立された森岡商會は先
づ磯頭七百九十名の契約移民を募り得て明君三十三年二月二十七日横
浜出帆の佐倉丸にて等第一船移民を秘匿に送った。此の一行こそ本邦南
米移民の嚆矢をなしたものであるが、不幸にして第一船移民は配屬耕地
に落村かず、逃亡者相次ぎ殆ど失敗に帰した。

第三回以後の森岡秘匿移民

其の後明君三十六年森岡商會第二回の輸送移民として凡百八十一名が汽
船「デューク」オブ「フリーリッパ」流れて送られ、三十九年に第三次として
、七百七十四名が履島丸で、第四回として四十年に二百三名が笠戸丸で

渡秘した。四十一年以降は毎年移民が送られ、森岡移民會社は最後の大正九年の安洋丸便に至る迄六十七回に亘り一万余九百六十四人の邦人を秘路に送った。

本邦南米航路の創始

此間明治三十八年十二月には東洋汽船會社が英船グリーンファークを備船して之を第一船として同社の南米西岸航路を開設した。之を以て本邦南米航路の創始とする。本航路の開設と共に伴ひ我が南米移民の増加は共に我國に於ける南米研究熱も昂騰せしめた。本航路は四十一年七月一時中止されたが、翌年四月再開せられ、大正十五年三月本線は日本郵船會社によつて継承された。

秘路移民扱の諸移民會社

森岡移民會社の外に秘路移民扱の移民會社としては明治三十年に設立せられ最初主として南洋及西印度方面に移民を送つた東洋移民合資會社、及び露戰事後設立された明若殖民合資會社、皇國移民會社等があった。

明治移民會社は岩本善次氏によつて設立され、第一回に笠戸丸で百名の移民を護送移民として秘匿に送つたが、第三回の移民募集に当り内地に於ける信用失墜のため失敗を喫して遂に解散の止むなきに至つた。東洋移民會社の秘匿に於ける業務は特筆すべき程のものなく、皇國移民會社は当初秘匿ブラジル國境方面の調査を行ひ、大いに雄飛せんと企圖したか、僅かに前破一、二回秘匿に移民を輸送したに過ぎぬ。森岡移民會社は秘匿を専門とせらるだけ其の業績は最も顯著であつたが、大正六年五月東洋汽船會社の支配するところとなり、次いで大正九年十一月海外興業會社に合併された。

其後大正十二年秘匿行契約移民は禁止せられ、爾後は呼寄せ移民のみが渡航を許されたが、昭和十一年六月二十六日附大統領令により呼寄せ移民の渡航も禁絶せられ、爲めに新規移民の同國渡航は全く不可能の状態にある。明治三十三年の第一回移民より大正十二年の契約移民禁止に至る迄の間秘匿に送られた契約移民の数は一萬七千六百三十三人である。

在秘邦人狀況

秘露に渡航した邦人移民は初め同國海岸地帯に就働したのであるが、其の頃の同國農園の衛生状態極めて悪く、悪疫が流行したのみならず、同國の耕地制度は小耕地の賣買を許さぬため移民は独立農となる望がなかつた。之が爲め大部分は間もなく農場を離れて首府リマ市及商港カイヤオ市其他同國內の都會を目指して集り、そこに小商業を営み、他の一部はホリビア、チリ、コロンビア等に転住し、農場に残留したものは極めて少数に過ぎない。

今日在秘邦人の数は三万一千人、その八割はリマ、カイヤオ其の他の都會に集中し、小賣商に於て非常な發展を遂げ恰も外南洋に於ける華僑の如く旅力を邦人小賣商の網は全國に張られて居る。同國に於ける邦人の職業として特筆すべきものは海岸地帯に於ける棉花栽培及奥アマゾンに於ける咖啡栽培である。又日本人は工業的にも發展し、ゴム、電球、帽子工業等は著名で、同國の國産振興上勤ながら貢献をしてゐる。兎に

角秘露邦人は我が南米移民の先驅をなしたもので入國以來四十三年を経過し、人数の割には成功者も多く、日本への送金高は年々百万円に近しい額を示してゐる。昭和十五年五月一部反動的分子の策動によつて大規模の排日暴動がリマ市に勃発し、邦商が甚大の被害を蒙つた事は遺憾である。

秘露拓殖組合の設立

先年秘露では、日本人が都市に集中し、下層階級の職を奪ふとの理由で、邦人を排斥した事がある。此の事情に鑑みて昭和五年の革命を契機として、在露邦人は同地中央日本人會を中心として我が公使館と協力して、邦人の都市集中を緩和し、同時に邦人發展上局面の転換を圖らんか爲め、植民地経営乃至地方進出に付協議するところがあり、其の結果昭和六年四月前記中央日本人會を母胎として資本金五万ソールを以て株式会社有限責任秘露拓殖組合を設立するに至つた。同組合は奥地森林地帯に移住地を求め、調査の結果同國首府リマより三百七十里の地ありある

プニサス所在英國資本團の所有地ピレネー植民地内に約一千ヘクタールの
土地を購入し、昭和六年六月第一回移住者として都市在住者大家族を入
植せしめ、一戸當り二十ヘクタール宛副当耕作せしむることとなつた。移
住者は珈琲、ユカ薯、玉蜀黍、柑橘類、米等を主作物として開拓に從事
し、南米最近に至るまで入植したものの約二十家族六千名に達してゐる。

第三節 ブラジル移民

我移民潮流の南轉

明治初年以來我が移民の本流は先づ布哇へ、次で北米へ注がれたが、
明治四十年の日米紳士協約及四十一年の日加協約によつて其の進路を
沮まるゝに至つて、邦人海外發展の前途に一時暗翳を投じたが如く見
えたが、時恰も明治四十一年我が移民先覺者の努力によつて南米ブラジ
ルに邦人移住の新天地が開拓せられて、以後本邦移民の本流は転じて北
米より南下し、南米を中心として南米に集中せられ、茲に南米移民時代

を現出して最近に迄及んだ。

日伯通商條約の締結

日伯間に通商航海條約の締結されたのは明治二十八年十一月で、三十年八月には珍田檢己氏が辨理公使として赴任した。之より先、明治二十六年代議士根本正氏が最初の日本人名士として伯國を視察した。同氏帰朝後外務省通商局よりその視察報告が公刊された。之が恐らく南米に關する邦人最初の著書である。其の後明治三十年頃時の外務省移民課長田中郁吉氏が伯國を視察したが、之等は何れも日清戦争前後のことで、當時の移民熱は北米に向けられておた時代であつたため未だ我國朝野の注目を惹くに至らなかつた。

最初の日伯移民契約

明治二十七年既にサンパウロ州プラトージョルダン會社代表者フヤールス、エ、カーライルなるものが本邦に來つて。吉佐移民會社と移民輸送契約を結んだといはれるが、此時は未だ日伯條約締結以前であつた。

実行に至らずして解消した模様である。

條約締結後の移民輸送計畫

翌明治二十八年十一月日伯通商航海條約が締結された結果、之が實質的條文の第一歩として試みられたものは明治三十年吉佐移民會社が聖州政府と結んだ日本移民輸送契約であった。同社は日本郵船會社の土佐丸を傭船し、単独男子移民千五百名輸送の準備を整へたが、同計畫は不幸にも同船の神戸出帆期日の四日前サンパウロ州當局より同國の異常なる不況の理由で中止方を希望し来たため取止となり、移民は苦境に陥り、會社は莫大の損失を蒙る事態を惹起した。

水野龍氏の渡伯

明治三十年始めて伯國に我が公使館が設置せられ、珍田初代辦理公使の赴任を見たこと前述の通りであるが、其後明治三十八年四月第三代駐伯辦理公使として杉村濤氏が着任した。騰々同公使の伯國サンパウロ州珈琲耕地事情報告によつて大いに動かされたのが、今日伯國日本移民の

祖と仰がる、水野龍氏其の人で、同氏は日本移民を該州に移入する壯圖を抱いて明治三十八年十二月東洋汽船會社の南米航路第一船グレシニア一ケ號に搭して伯國に向つた。水野氏は船中に於て同志に一青年鈴木貞次郎氏を得て、意氣投合し、西氏は三十九年四月着伯、杉村公使の力強き援助を得て聖州當局と日本移民誘入につき交渉を開始した。然るに交渉半にして熱烈なる後援者杉村公使の心遣に遭ひ、之が爲め交渉にも一頓挫を來した。茲に於て水野氏は同年七月後事を鈴木氏に托して一時歸朝した。

第一回日本移民誘入契約の成立

程なく明治四十年再度渡伯した水野氏は移民誘入に關し、更に聖州當局と折衝を重ねた。一方、州當局は豫ての水野氏との約束に基き布哇及秘露へ日本移民状況視察員を派遣したが、同視察員は日本移民の成績良好であるとの報告を傳らしたのでこゝに愈々同政府は日本移民誘入を決意するに至り、明治四十年十一月第一回日本移民誘入契約が聖州政府と

皇國植民會社代表者としての水野龍氏との間に締結された。該契約は十六ヶ條より成つておるが、其の骨子は左の如きものである。

一、農業労働に適せる三人乃至十人より成る家族構成者二千人

二十二歳より四十五歳迄のものを労働可適者と認む

三、期若四十一歳以降毎年一人宛送致のこと

四、州政府は左の如く船賃を補助す

十二歳以上 十磅 七歳—十二歳 五磅

三歳—七歳 二磅十先 三歳以下なし

五、前記船賃補助額中政府は左記の額を雇入耕主をして償還せしむ

十二歳以上 四磅 七歳—十二歳 二磅

三歳—七歳 一磅

六、耕主は前記償還金額を移民給料中より控除するの権利を有す

七、移民は之を珈琲耕地又は植民地に就働せしむ、之が為め政府は中

央線沿線数ヶ所に植民地を設定す

即ち主たる條件は家族を構成する農業移民たることであつた。之は日本移民史に於ける正に劃期的の事である。

第一回移民の渡航

斯くて農業家族移民百五十八家族七百八十一名が皇國殖民會社の手で募集された。同移民團は明治四十一年四月二十八日神戸解纜の笠戸丸で送られ、同年六月十八日伯國セントス港に到着、本邦移民としての第一歩を印した。本邦家族移民の集團渡航は之を以て嚆矢とする。然し第一回移民は万事に不慣れ、最初のことではあり、移民及其の取扱者共に伯國の事情殊に珈琲耕地の事情に通せず、又家族構成の不完全なりしこと、労働に不慣れの者や独身者の多かつたこと、言語の不通等のことから耕主との意思の疎通を缺き、配耕稜間もなく各耕地に紛議続出し、爲に其の成績は遺憾乍ら不良であつた。

竹村植民商館による第二回移民の輸送

此の第一回移民の不結果の爲め、之を取扱者皇國殖民會社の受けた打

撃も動からず、遂に同社は兩契不能に陥り、同社と聖州との移民輸送契約の權利一切を擧げて土佐の人竹村与右衛門氏に譲渡し、こゝに竹村植民商館が設立せられ、同商館の扱で明治四十三年五月四日神戸出帆の旅順丸で第三回移民二百四十七家族九百九名が送られた。

第三回移民

第三回移民の輸送は明治四十五年初頭竹村商館、東洋移民会社の兩者が外務省より認可を興へられて、竹村は其の第二次移民を東洋は多年の企劃漸く成つて其の第一次移民を夫々募集することゝなつた。斯くて明治四十五年度移民として竹村植民商館扱三百六十七家族一千四百三十三人が鹿児島丸で、東洋移民会社扱三百五十七家族一千四百十九人が神戸丸で各々相前後して神戸を出帆伯國に渡航した。

大正三年迄の輸送状況

其後大正三年迄竹村、東洋兩者は毎年移民を送つた。四十一年の第一回移民より大正三年三月迄の輸送状況は左の通りである。

期	昭和四十一年	昭和四十三年	昭和四十四年	昭和四十五年	大正三年	昭和三年	計
總數	八〇八	一二	九二七	二二	六九六	三六四	一五二八四
家族數	一六九	一	二四八	六九五	一九三七	八七〇	三九〇三
單住者數	八〇	九	一四	一〇一	三三四	四四五	八八二
男	六一七	九	五三四	一三三四	三七七七	一九九一	八三三三
女	一九一	三	三九三	一四九六	三二一四	一六五二	六九五二
移民取扱會社	皇國殖民地會社	森岡移民會社	竹村移民商館	東洋移民會社	竹村移民商館		

日本移民に對する州補助金中止

右の如く明治四十一年以來大正三年三月迄皇國殖民、竹村殖民及東洋移民三社によりて總計三千九百二家族、一万五千二百八十四人の日本移民が伯國に送られたが、大正三年（一九一四年）三月の輸送を終るや聖州政府より「従来日本移民を試験的に誘入したが其の成績良好ならざるに付日本移民に對する州補助金を今後中止する」旨通告し來つた。

ブラジル移民組合結成

之に驚いた竹村、東洋兩社代表は我が官憲援助の下に俄若運動を試みたが、功を奏せず、斯くする内に同年七月末歐洲大戦が勃發した。同年新に森岡移民會社も其の代表者を送り來りて州当局に兼補助移民の誘入を請願するに及んで、竹村、東洋兩社も之に倣ひ、茲に三社鼎立して兼補助移民の運動を起した。結局拒絶せられた。

斯くて各社の競争は弊害のみ多きことが覺られて、茲に三社合同の機關が熟し、大正五年四月ブラジル移民組合が結成された。此の新組織は

法人ではなく、單に柏國移民取扱上歩調を一にせんとする協同的結合に
過ぎなかつたが、之は後の移民會社の大合同、海外興業會社の創設に遠
導いた端緒を開いたものとして重大な意義を有する。

複活第一次の移民

斯くて日本移民拒絶問題の起つた翌年の大正四年には、大正三年十一
月水野龍氏等によりて創立された南米植民會社の年によつて六十四人をし
、大正五年にはブラジル移民組合扱で五十三人が僅に輸送されたのみで
あつた。

大正五年七月ブラジル移民組合は神谷忠雄氏を派して日本移民誘入復
活方につき交渉せしめたと、ところが今回は大戰勃発により従来多数入来
した政州人の末伯が一時に杜絶した為め、大に労力の缺乏を來した折柄
であつたのと、我が移民取扱業者の大同團結が効を奏したるとにより、
遂に州政府は大正五年八月十四日附を以て大正六年より同九年に至る迄
毎年農業家族移民五十餘人宛の誘入並に之に對する前同様の補助金下

附を許可するに至った。

之に依つて樺活第一移住として三百四十六家族一千三百四十二人が大正六年四月神戸解纜の若狭丸で渡伯した。同年中に伯國に渡航した邦人移住者は合計三千九百十人に達した。

海外興業會社の創立

移住會社設立による弊害は既に明治三十年前後から朝鮮各方面の憂ふるところとなつたが、改革の機運は久しく到来せずして大正初期に至つた。然るに、大正三年伯國に日本移住拒絶問題が起り、之が為めブラジル移住組合の結成を促し、世界大戦を機として伯國に於ける日本移住誘入の途が再び開かれた事は既記の通りであるが、大戦後各種の社會問題が発生し又人口問題、食糧問題等が眞剣に論議せられ、同時に國民海外發展の必要が強調せらるゝに至つた。而して斯くの如き内外の新狀勢に順應せんが為には移住組合の如き不徹底なる組織では到底満足し得ない事は瞭かであつた。此の機運に對する移住取扱業者自身の自覺と當時の

寺内内閣の藏相藤田主計氏等、懇懇と相俟つて、当時存在した諸移民會社合併の議が漸く熟し、茲に従来の移民會社が到底企圖し得なかつた國策遂行の使命を倚つて、大正六年十一月一日海外興業株式會社が創立された。即ち東洋移民合資會社、南米植民株式會社、日本植民株式會社、日東殖民株式合資會社四社の合同に依りてある。其の後同社は大正八年四月始利西南拓殖株式會社を更に同九年十一月森岡移民合資株式會社を併合して茲に始めて我國移民事業が統一が成つた。之により従来群立せし移民取扱業者は以後統一移民會社となつて移民國策の代行機關たる地位が確認せられ、其の品位と信用とが著しく高かられたのである。

海外興業會社創設に關する政府覽書

海外興業會社創設の経緯は大略以上の通りであるが、之が創立に特に盡力せし政府の意圖目的は如何なるものであつたかは、左記の政府覽書に明かに示されてゐる。

對南米並南洋企業投資並移植民政策改善の件

南米並南洋に對しては我が經濟的發展を助長するが爲め企業投資機關を整備し且我が移植民政策の改善を討るの必要を認め先づ差当り尤の施設をなす

一 東洋拓殖會社法に改正を加ふるの一端として同會社をして移植民金融機關の中樞たらしめ尙之と母子の關係に立つべき移民會社に付ても相当改善を加ふるの趣旨を以て茲に一新會社を起し、現存せる數多の移植民會社を合併せしめ、其の組織を大にして其の信用を高めしめ、之に配するに適材を以つてし移植民の目的を達すると同時に企業投資をなせしむること

二 右會社は東洋拓殖會社をして相當の株式を所有せしめ、其の代表者を入れ會計其の他監督をなせしめ會社の基礎を鞏固ならしむること

三 本會社は南洋に於ては台灣銀行南米に於ては橫濱正金銀行と連絡を標としめ、又日本興業銀行とも關係を付けしめ、金融上遺憾なく

からしむること

四 移民教育の發達を圖る爲め外國語學校を改善し、移民民に關する國際的教育を施し、他日海外に活動する人材の養成をなすこと
備考 本件は關係大臣協議の上定府齊なるも後日の爲め書類として留め置くものなり

大正七年九月十七日

大藏大臣 託押

即ち同社は従来我國に於ける移民社會社が資本乏しく且遠大の抱負なく、移民の擧奪を事とせる弊あるに鑑み、其の統一擴張を圖つて其の達成を期せしむると共に、南洋、南洋其他の諸國を事業區域とし、海外移民並に拓殖の兩事業遂行の大使命を負ひ創立されたものである。

海外興業創立前の移民取扱業者移民取扱数

外務省の海外渡航者数統計に於て移民非移民の區別の採用さるゝに至つたのは明治三十一年以後であるが今明治三十一年以降海興創立に至る

この移民取扱業者の移民取扱数は十九万一千三百八十五人であるが、其の取扱者別統計を示せば左の通りである。

明治三十一年以降
海外興業會社創立迄
移民取扱業者移民取扱数

取扱業者名	外務省統計に始 めて其の名を現 はしたる年次	取扱移民数	取扱業者名	外務省統計に始 めて其の名を現 はしたる年次	取扱移民数
本林 岡 眞	明治三十年	一五四一四	熊本移民合資會社	明治三十一年	一三、〇二〇
神戸渡航合資會社	同	二九九三	帝國殖民合資會社	同	五八〇九
日本移民合資會社	同	七九九二	東洋殖民合資會社	同	一三六
厚生移民合資會社	同	三、七四六	山本 銳 一郎	同	二、〇八
東京移民合資會社	同	六、四六八	中國移民合資會社	明治三十三年	三、一〇〇
東洋移民合資會社	同	二、五五三	太平洋移民合資會社	同	一
海外渡航株式會社	同	一、五九三	福田 清三郎	同	五七
九州移民株式會社	同	一、五二七	谷 嘉 一	同	三二

日下部正一	同	六	金屋雅敏	同	一三八
村山保壽	同	一〇八	高木嘉六	同	一九六
日本吉成移民合資會社	明治三十四年	九二〇	森島壽雄	同	三三六九
廣島移民合資(名)會社	同	六八九三	小見正孝	同	一四八八
高田平兵衛	同	八六六	村山小次郎	同	九一八
東北移民合資會社	明治三十五年	八八五	大野樽栄	同	五八六
南海移民合資會社	同	一四四七	大住殖民合資會社	明治三十六年	一三三三
中外殖民合資會社	同	四〇六	土佐移民株式會社	同	三〇三
仙台移民合資會社	同	一五三三	光永文太	同	三五〇
山陽移民合資會社	同	三一七四	岡山移民合資會社	同	一三七四
太平洋移民會社	同	四〇五	関西移民合資會社	同	一四六一
中央移民會社	同	六〇九	昭成移民合資會社	同	三六五五
前長移民合資會社	同	六一一四	皇國殖民合資會社	明治三十七年	三四七〇
合資會社三九團會	同	二六三一	前長殖民移民合資會社	同	一六九

日本殖民株式会社	明治三十七年	一〇一二	森岡移民株式会社	明治四十三年	一四一八一
明治殖民合資會社	明治三十九年	三九〇〇		南米殖民株式会社	大正五年
日本殖民合資會社	同	七三四一	不詳		一、四〇〇
竹村 興右衛門	同	六九六四	總計		一九、三八五
南海移民株式會社	明治四十年	一五五			

海外興業創立以來取扱移民数

因に同社創立以來の取扱移民数は次の通りである。

海外興業以火取移民數

年	線航地		船		總計
	往	來	往	來	
大正六年	五九。三	三六。七	一六。八	一六。八	一六。八
七年	九八。二	九八。二	一六。八	一六。八	一六。八
八年	九八。二	九八。二	一六。八	一六。八	一六。八
九年	九八。二	九八。二	一六。八	一六。八	一六。八
十年	九八。二	九八。二	一六。八	一六。八	一六。八
十一年	九八。二	九八。二	一六。八	一六。八	一六。八
十二年	九八。二	九八。二	一六。八	一六。八	一六。八
十三年	九八。二	九八。二	一六。八	一六。八	一六。八
十四年	九八。二	九八。二	一六。八	一六。八	一六。八
十五年	九八。二	九八。二	一六。八	一六。八	一六。八
十六年	九八。二	九八。二	一六。八	一六。八	一六。八
總計	一八八。〇	一八八。〇	一八八。〇	一八八。〇	一八八。〇

玖馬	三九六	三九六	三〇九
豐西哥	二五八	二五八	二四四
布哇	九一五	九一五	大五
夕了公	一一	一一	三〇九
比津靈	二五八	二五八	二四四
又七少	二五八	二五八	二四四
六彈圖	二五八	二五八	二四四

大

右の同社取扱移民数十九萬二千七百十四人以前掲明治三十一年以降當社創立迄の移民取扱業者移民取扱数十九萬一千三百八十五人を加ふれば明治三十一年以後は於ける移民取扱業者の取扱移民数總計は三十八萬四千九十九人となる。

海興創之前移民業者移民数 一九一、三八五人

海外興業會社取扱移民数 一九三、七一四人

合計（自明治三十一年至昭和十六年）三八四、九九人

移民輸送船

我が南米航路は東洋汽船會社が日露戦争終熄後開もなき頃、明治三十八年末其の南米西岸航路を開始したの以端を發するが、南米東岸航路は日本郵船會社がブラジル移民輸送を主たる目的として明治四十五年三月十日神戸出帆の神奈川丸以來不定期的に時々發船せしめてゐるが、大正

五年十一月同社はブラジル移民組合と移民輸送契約を締結し、大正六年四月以来使用船二艘を以て定期航海に従事することとした。大正六年伯國移民復活後の第一次移民を輸送した若狹丸は其の第一船であつた。大阪商船も亦大正五年十二月横浜出帆の笠戸丸を第一船として同社の南米東岸直通航路を開設した。斯くして殆ど同時に開始された兩社の南米定期航路は爾來共に我が南米移民の進展に多大の寄與をなした。昭和六年春右兩者間に協定が成り、日本郵船は同年四月二日横浜出帆の神奈川丸を最後として同社南米東岸線を撤廢した。此の期間に於ける日本郵船使用船による南米移民輸送は船舶延数八十五艘移民約四萬人に達した。即ち左の通りである。

日本郵船會社船舶南米移民輸送数

船名	航海回数	運送移民数	船名	航海回数	運送移民数
神奈川丸	一七	六、二五六	鎌倉丸	一三	三、九六四
若狹丸	一六	一、三四六	土佐丸	二	六、一〇〇

河内丸	一七	五、一〇九	阿波丸	三	八九三
博多丸	九	五、三七七	備後丸	五	一、九三三
讃岐丸	三	二、三七八	合計九艘	八五	三、九九五

現在南米移民の輸送は専ら大阪商船の南米航路線が之に當つてゐるが、大正六年以来同社船扱による南米渡航者数は左表の通りで、其の大部分が移民であること言ふ迄もない。

大阪商船會社扱南米渡航者数

年度	船客	年度	船客	年度	船客
大正六年	一一〇	大正十一年	二三六	昭和二年	七、七一六
同七年	六九二	同十二年	三〇〇	同三年	七、七八六
同八年	二、三九	同十三年	二、四五五	同四年	九、一三三
同九年	一、七〇	同十四年	三、四五八	同五年	九、〇三一
同十年	七〇〇	昭和元年	六、三一八	同六年	五、六一一

年 度	船 容	年 度	船 容	年 度	船 容
昭和七年	一五、三六一	自昭和九年	四八、〇〇〇	合 計	一四〇、八三七
同 八 年	二三、四五七	至同十六年(推計)			

聖州珈琲園勞働

我が伯國移民の大部分は珈琲園移民で、伯國珈琲園主との契約により勞働する所謂契約移民であつて、それは凡て海外興業會社の取扱ふところであるが、彼等は伯國到着と同時に珈琲園に就働し、同勞働を以て將來獨立之農となるべき一の過程とし、斯くて勤勞数年の後、得たる經驗と資本とを以て、或は土地を買入れ或は借入れて、珈琲其他の栽培を開始する。伯國中聖州サンパウロは他に見ざる移民收容上の施設が大いに整備し、其の珈琲園は移民にとつては將來の活動に備ふべき修練場或は搖籃地なるものであつて、此點は往年の米國移民に於ける鐵道勞働が邦人勞働者に於

賃收得、内地進入、他業轉進の機會を與へ、同時に米國農園主に対する邦人労働者供給の源となつたのと相似てゐるが、聖州の珈琲園労働は更に組織的であり恒久的であることは前者の比ではない。茲に於て従来獨り伯國のみならず將來南米に活動せんとするものは最初の階梯として先づ聖州珈琲耕地に入り、此地に於て基礎的訓練を経たる後他に進出を圖ることが望ましきこととされてゐる。而して聖州珈琲園生活が移民に與ふる利益として大要次の如きものが擧げられてゐる。

一、風土氣候に慣れること 氣候風土を異にする移住地に於ける將來の成功と否とは其地に到着後最初の一年間の健康狀態に支配されることとが大きい。此點から見て、比較的衛生設備の完備せる聖州耕地に於て身體の風土化を受け然る後進出するを最も可とする。

二、衣食住並風俗習慣伯國化の促進 珈琲園生活は各國の移民及伯國人と雜居することになるので、其環境上自然に衣食住其他風俗習慣の伯國化を促進する。

三、伯國式農業經營法の体験 日本に於ける集約的農業の経験を以てしては伯國の如き開拓的粗笨的農業に適せざるものが多い。珈琲園生活は伯國農業の入門であつて、此の試練を経ることば將來獨之農として成功する唯一の武器であり、資本である。伯國に於ける企業移民の実績に徴するも、珈琲園生活の体験は優に企業移民の携帶資金に匹敵するのみならず耕地労働者としての自らの体験は聽て他日農業労働者を使用する場合貴重なる効果を移民自身に齎すものである。

企 業 移 民

従来、労働移民が移住地に於て樹之農となるには、相當の年月と貯蓄とを要するので、これ等労働移民の外に相當の資金を有し、比較的教養の高い所謂企業移民の送出を圖り、労働と資本とを併合して大いに海外

發展の實を擧ぐる爲め、昭和二年三月海外移住組合法が制定された。同法によつて設立された海外移住組合は一府縣一組合の建前となつて居り、同組合は組合員が自作農として渡航するのを助成するを主たる目的とし、その他移住の奨励、渡航の斡旋を行つてゐる。各組合は更に全國的に結合して海外移住組合聯合會を組織し、聯合會は渡航の斡旋を行ふ外、ブラジルにその代行機關ブラジル拓殖組合を、パラグアイにパラグアイ拓殖部を設け、これに対する諸般の施設及移住者の送出等の事業を実施してゐる。海外移住組合の移住者はこの組織により最初からブラジルでは二十五町歩、パラグアイでは二十町歩の自作農として渡航するものである。

聖州と外國移民

由來伯國は聖州によつて栄え、聖州は珈琲によつて生き、珈琲は外國

移民の働カによつて支持されて来たのであるが、之が爲聯邦並聖州當局は常に外國移民の招致に不斷の努力を續けた。斯くて珈琲栽培に必要なる勞力補給問題は常に伯國特に聖州爲政者の頭を悩ます問題であつた。

第二次世界大戦前迄の外國移民

奴隸解放の宣言されたのは一八八八年であるが、一八八九年以前の所謂帝政時代（一八八二年—一八八九年）に於ける外國移民は主に獨逸人と葡萄牙人であつた。一八七七年頃から伊太利移民が著しく擡頭し、更に數年後には西班牙移民も加はり、以後第一次世界大戦前迄は大體伊葡、西三國移民の獨り舞臺であつた。従つて聖州珈琲業も亦之等三國移民の奮闘に負ふところが多い。就中伊太利移民の努力は特筆に値するものであつて、聖州珈琲園の基礎は伊太利移民によつて築かれたといふも過言でない。

第一次大戦後の移民

第一次大戦勃發後は各國移民の渡来が激減し、加ふるに歸國者續出し、残留者も珈琲以外の農産物價格の騰貴と都市工業勞働の勞價高に刺戟されて退耕する者多く、爲に珈琲耕地は著しく勞力の不足に苦しみ出した。斯くて大戦後は、従来外國移民の第一位にあつた伊太利移民は伊太利の移民政策と聖州政府の補助移民中止によつて逐年其の入國數を減じ、更に之に次で西班牙移民も其の數を減退し、之が爲め、戦後は久しく葡萄牙移民が第一位を占め、同移民中には單獨者が多く家族移民を欲する耕地には適せず、彼等自身も亦珈琲園入を好まず、従つて珈琲園の勞力は甚だ缺乏を告げた。

一方當時の珈琲市場の好況と共に益々勞力の不足を啣つに至り、政府當局は之が緩和の爲めルーマニア人、ポーランド人、リトアニア人等の歐洲移民に補助を與へて之を招致したが、何れも成績好ましく、失敗

に終つた。

七二

聖州補助移民政策廢止

茲に於て卅政府は一九二七年（昭和二年）過去五十年の傳統的補助移民政策を廢止して翌一九三八年（昭和三年）北伯人三千人を誘入して各耕地に配耕した。爾來北伯人は年と共に増加し、聖州入移民中の主要な地位を占むるに至つた。

日本移民の進出

斯様な情勢の下に於て第一次大戦後日本移民は漸進的に其の数を増加し、特に昭和二年の聖州政府の補助移民政策廢止後は著しく其の頭角を現はし、昭和四年に於て遂に入州外國移民中首位を占むるに至り、爾後

其の地位を持續して聖州勞力不足緩和上勲からざる貢獻をなし、往年の伊太利移民に代つて、日本移民進出時代を出現した。而して日本移民が伯國殊に聖州珈琲園に於て歡迎されたる主なる理由は左の如きものである。

- 一 第一次大戦後歐洲移民殊に伊太利移民の入國減退せること
- 二 聖州補助移民政策中止後は日本移民以外に多数纏つた家族移民を得ること困難となれること

三 日本移民は正規の家族構成をなして殆んどすべてが農業移民にして然も耕地労働者として優秀なること

(参考) 一九二八年度ブラジル入國主要移民職業別並家族關係別統計

國籍別	移民總數	農業者數	同總數に對する百分率(%)	家族移民數	同總數に對する百分率(%)
日本人	一、一六九	一、〇八六	九九	一〇、四八八	九四
北伯人	三、九三三	二一八	五	一、五六〇	四〇
獨逸人	四、二二八	七七一	一八	一、五七七	三七

同四十四年	九一〇	一	九一	九四八	同十四年	四六三	二七六	四九〇八	六三三〇
同四十四年	一	一	一	二八	昭和元年	八〇五九	五四〇	八五九九	八四〇七
大正元年	二、八四二	一七	二、八五九	三、九〇九	二年	九、一三八	四八七	九、六二五	九〇八四
同二年	六、九四二	六	六、九四七	七、一三二	三年	一一、三三一	七七一	一一、〇〇二	一一、一六九
同三年	三、〇〇〇	五二六	三、五二六	三、七二五	四年	一三、七三四	一、八七三	一五、五九七	一六、六四八
同四年	一	三九	三九	六五	五年	一三、二五七	一、四〇四	一三、七四一	一四、〇七六
同五年	一三	三三	三六	一六五	大正	不詳	不詳	五、五六五	五、六三三
同六年	三、八五八	二五	三、八八三	三、八九九	七年	一五、〇〇四	八八	一五、〇九三	一、六七八
同七年	五、八一三	一四三	五、九五六	五、五九九	同八年	二三、一七三	一三六	二三、二九九	二四、四九四
同八年	二、五五三	三七九	二、七三二	三、〇三二	同九年	二二、八三二	一三八	二二、九六〇	二二、九三〇
同九年	九四七	二二	九七〇	一、〇一三	同十年	五、六四八	九七	五、七四五	九六一一
同十年	九三二	四八	九七〇	八四〇	同十一年	五、三九八	五九	五、三五六	五、三〇六
同十一年	九五九	二七	九八六	一、三二五	同十二年	四、六四三	三二	四、六七五	四、八四六
計								一八三、二六八	一八三、二五〇

尚明治四十一年ブラジル移民初航以来昭和十六年末迄、移民會社取扱
 ブラジル移民渡航者数及大正六年海外興業會社創立以来昭和十六年末迄
 の同社取扱ブラジル移民数を出身府縣別で示せば左の通りである。而し
 て明治四十一年以来ブラジル渡航者一万名を超ゆる府縣は熊本の一万余
 十名を第一位とし、次は福岡の一万五千、沖縄の一万四千、北海道、廣
 島の各一万二千、福島の一万の順位である。

明治四十一年初末迄
 昭和十六年末迄
 移民會社取扱ブラジル移民渡航者府縣別

府縣別	移民者		渡航者	
	初航以来總計	明治四十一年	創立以来同社取扱累計	大正六年海外興業會社
北海道	2,787	844	12,787	844
福島	1,000	1,000	1,000	1,000
熊本	11,859	11,859	11,807	11,807
山根	5,651	1,383	5,293	1,383

秋田	2,089	2,089
山形	3,627	3,631
岩手	2,258	2,258
宮城	3,519	3,535
福島	8,783	10,122
栃木	916	920
茨城	1,940	1,945
群馬	1,802	1,805
埼玉	834	834
千葉	677	682
東京	3,302	3,305
神奈川	825	825
静岡	3,587	3,669
愛知	3,247	3,485

滋賀	956	1042
新潟	1,910	1,990
富山	1,088	1,098
石川	1,393	1,427
福井	820	956
長野	3,107	3,200
山梨	1,309	1,309
京都	1,400	1,400
奈良	1,021	1,021
和歌山	4,279	4,308
大阪	4,245	4,249
兵庫	2,213	2,270
岡山	5,308	5,739
広島	10,250	12,591

鳥取	1,434	1,460
徳島	1,080	1,080
香川	2,444	2,522
高知	4,124	4,734
愛媛	3,585	3,910
大分	1,961	2,046
福岡	1,1983	1,5881
佐賀	3,025	3,604
長崎	2,541	2,485
熊本	18,039	19,502
宮崎	1045	1,663
鹿児島	4,465	5,395
沖縄	1,1244	1,5148
計	166,003	184,883

主要國籍別ブラジル入移民統計

渡航開始年次 一九一九年度以来 移民数	渡航開始年次					入國者總数
	イタリイ	ポルトガル	スウェーデン	ドイツ	日本	
一九二九年	五、三六八	三、八七九	四、五六五	四、三五二	二、六四四	一〇、〇四四
一九二八年	五、四九三	三、三八二	四、四三六	四、二三八	二、一八九	八、二〇六
一九二七年	一、四八七	三、二二六	九、〇七〇	四、八七八	九、〇八四	一〇、一五六
一九二六年	一、九七七	三、八七一	八、八九二	七、六七四	八、四〇七	一、二一、五九九
一九二五年	九、八四六	二、五〇八	一〇、〇六三	七、一七五	六、三三〇	八、四、八八三
一九二四年	一、三、八四四	二、三、二六七	六、三三八	二、一、六八	二、六七三	九、八、二二九
一九二三年	一、五、八三九	三、一、八六六	一〇、一四〇	八、三五四	八、九五	八、六、六七九
一九二二年	一、三、七七七	二、八、六三二	八、八六九	五、〇三八	一、三、二五	六、六、九六七
一九二一年	一〇、七九九	一、九、九三二	九、五三三	七、九一五	八、四〇	六、〇、七八四
一九二〇年	一〇、〇〇五	三、三、八八三	九、一三六	四、一三〇	一〇、〇一三	七、一、〇二七
渡航開始以前	一、三、七、八七六	一、〇、二、三三二	五、〇、一、三七八	一、一、八、三二二	三、八、三、九三	三、五、七、三五五

一九三〇年の入移民制限令

一九三〇年	四、五三	一、八七一九	三、三二八	四、一八〇	一、四〇七六	六、七〇六六
一九三一年	三、九七四	八、一五二	一、七八四	三、六三一	五、六三三	三、一四一〇
一九三二年	二、一五五	八、四九九	一、四四七	三、二七三	一、六七八	三、四、六八三
一九三三年	一、九二〇	一〇、六九六	一、六九三	二、一八〇	一、四、四九四	四、八八一三
一九三四年	二、五〇七	八、七三二	一、四三九	三、六三九	二、一九三〇	五、〇、三七一
一九三五年	二、二二七	九、三二七	一、三〇六	三、四三三	九、六一一	二、九、五八五
一九三六年	四、六二	四、六二六	三、五五	一、三二六	三、三〇六	一、三、七七三
一九三七年	一、一九〇	三、一九八	三、三三	九三七	四、八四六	三、四、六七七
一九三八年	一、八八二	七、四三五	二、九〇	三、三四八	三、五三四	一、九、三八八
一九三九年	一、〇〇四	一、五一二〇	一、七四	一、九七五	一、四一四	三、二、六七八
總計	一、五〇六、一三五	一、四一、六、六六〇	五、九五、一三七	三、三、六九〇、四	一、八六、〇七九	四、八〇、二、八三五

一九三〇年十月革命の結果成ましたゼツリオ大統領の臨時聯邦政府は國內労働者の保護並失業救済の必要上同年十二月十五日附を以て入移民制限令を發布し一九三一年一月一日より実施したが、農業移民は伯國資源開發上必要であり、又國內失業者に對する脅威とはならないとの理由を以て、農業者である本邦移民に對しては之が除外例たるを認め何等の制限を加へず、一九三二年度一萬五千人、一九三三年度分として一躍二萬五千人、一九三四年度分二萬七千人迄の入國が許可された。

邦人移民需給状況

一九三三年に至る八年間に於ける聖州珈琲園に於ける邦人移民需給状況は左の通りである。

聖州に於ける邦人珈琲園労働者に對する申込数及配耕数

(單位 家族)

年次	申込数	配耕数	比率	年次	申込数	配耕数	比率
一九二六年	三、七一九 ^{家族}	一、三五五 ^{家族}	四六・一%	一九三〇年	四、四一〇 ^{家族}	三、一三七 ^{家族}	四八・四%
一九二七年	四、五五七	一、二七一	二七・八	一九三一年	三、九八六	七八一	二六・一
一九二八年	五、三三七	一、五七七	二九・三	一九三二年	五、〇二七	一、五九一	三〇・一
一九二九年	四、八三一	三、三六一	四八・九	一九三三年	七、八三一	三、三三六	四二・六

右表の如く一九二九年以来の不況の影響で一九三〇年及一九三一年には申込数が減退したが、一九三二年に入つて多数の申込を示し、一九三三年には更に激増した。之は外國移民入國禁止令が愈々其の結果を現はし来たつたのと珈琲業が既に一段の整理を終つたのに基因するものと云へるが、其の大なる原因は日本移民が正規の家族構成を以て優秀なる労働能率を擧げて他國移民に見らるる特徴を示し、従つて其の賃金を高めたるによるものである。而して斯くの如く常に配耕申込は殺到し、三割又は四割内外の配耕に應じ得るに過ぎず、結局聖州に於ける邦人珈琲園労働留給は常に六割乃至七割の供給不足状態に出つた。

日本移民制限

前記の如く一九三〇年（昭和五年）の入移民制限令制定の際にも本邦移民に對しては何等の制限を加へず、頗る寛大な好意的取扱をなして之を歓迎したのであるが、一九三三年十一月招集された新憲法制定議會に於て突如排日の巨頭ミゲルコト博士及其一派より日本移民排斥を目的とせる外國移民制限案が提出された。最初同案は阿弗利加人の入國禁止、亜細亞移民五分制限案の形を以て現はれた。元來斯くの如き運動は一部排日家の感情論より出でたるものであつて、然も斯様な制限案は特定國民及人種に對し差別的待遇をなすものであり、從來一般人種問題の取扱に關しては極めて自由解放的な方策を執り來つた伯國の傳統に背馳するものとして、政府及一般國民の贊成するところとならず、議會の空氣は必ずしも同案に有利ではなかつた。茲に於て同案提出者は之を外國人に對する一般的制限條項として改めて提出し之が通過を圖つた。遂に同案はコト博士の伯國政界に於ける非常なる聲望と同國にのみ見る特異の

政情の現は此として議會を通過し憲法中に規定せらるゝに至り、伯國の移民政策に根本的な改変を見るに至つた。其の制限條項は「各國移民の毎年入國数は當該移民の最近五十年間に於ける定着總数の二分を超ゆるを得ず」といふのであつて、之によつて一九三五年度の邦人入國割當數は、二千八百四十九人に制限された。尤も同法は伯國自身の開發上勘からず支障を來した爲に、實際に當りては種々の便法が講せられその間又紆餘曲折があつたが、最近大東亞戰爭勃發に至る迄に於て第三國の策動により日本移民の入國に對し屢々旅券査証問題等種々の障礙が惹起された。

伯國排日問題の經過

左に過去に於ける伯國排日問題の經過を一瞥することとする

概

要

明治四十一年第一回移民の渡航後今日迄三十四年を経過したが、其間伯國に於ける排日問題は凡そ十年毎に發生した。初めの中は本邦移民は單に好奇の眼で視られ過ぎなかつたが明治四十五年より大正三年にかけて其の數を増加し来ると共に次第に日本移民に對する伯國側の注目を惹き、大正三年三月には聖州政府の我が移民取扱者に對する從來の契約を破棄した事件が起つた。之が謂はゞ最初の伯國排日事件である。其後大正五年邦人移民誘入の途が再び開かるゝや、日本移民に對する贊否の論が喧ましくなつた。斯くて大正十二年レイス法案が提出せられ、ここに日本移民は初めて本格的に政治上の問題として扱はるゝに至つた。同法案は其後の排日説に不拔の論據を與へた。之が第二次の排日である。之より日本移民問題は伯國內の重要なる政治上並社會上の問題として取扱はるゝに至り、更に一九三〇年の革命によつて醸成された國家主義は此の形勢を一層助長し、遂に一九三四年（昭和九年）の伯國憲法制定議會に於て排外移民條項を憲法中に挿入せんとする運動が起され、同年七

月十六日に發布された新憲法は外國移民ニ分制限を規定し、日本移民將
來の進出に大打撃を與へた。之が第三次の排日問題である。

最初の抑壓

日本移民に對する最初の抑壓は大正三年三月聖州農務長官モラエス・
バリロス氏の我が東洋、竹村兩社に對する契約破棄の通告によつて現は
れた。同事件の經過は既に記せる通りである。

補助金下附不承認問題

更に大正十一年日本移民の排斥といふ程のことではないか、邦人移民
返出一頓挫を來した事件が起つた。聖州政府の補助金下附拒否事件が
之である。大正五年の日本移民誘入復活契約が大正九年満期となり、大

正十年以降は契約更新を必要としたが、大正十年度契約更新に際して、
聖州政府は従前通り補助金を下附することを拒否するに至つたのである。
即ち同年の補助移民として州政府は葡、西、伊三國移民に限り其の總數
一萬人の移入を許可し、曰、獨、埃三國移民に對しては、其の耕地労働
者としての定着性乏しさを理由として其の移入を拒絶した。然し之は特
に本邦移民排斥を意圖したものではなく、限られた補助金の交付にラテ
ン系三國移民を優先せしめたに過ぎない。當時尙社及我が官憲は諒解大
いに努めた結果、兎も角同年は六百人の補助を認めらるゝことを得た。
然し之を轉機として聖州政府の補助金下附は其後形式を一変し、大正
十五年（一九二七年）に至つて全く廃止された。此事は其の後の我が對
伯移民政策に重大な影響を及ぼし、こゝに我が關係官民の協力を促し、
今日の如き積極的移民政策樹立の端緒となつた。

日本移民問題の政治問題化

我が對伯移民事業が其の最初の十四年間に遭遇した前記の二障礙は何れも謂はゞ單なる行政上の處分に過ぎないものであつたが大正十三年始めて日本移民問題は政治問題化せらるゝに至つた。即ち同年米國政府が在米阿弗利加系黑人二十五萬人のアマゾン移植計畫を發表するや、十月二十三日ミナス州選出代議エッイデリス・レイス氏は聯邦下院に「黒人移民禁止及黄色人移民入國制限案」を提出して一大衝動を與へた。同案は優生學的見地に立つ人種的排日案である。更に同年十二月二十日右に對するフアリア修正案なるものが提出された。其の中黄色人種に關するものは左の通りである。

一、國民の人種的並道德的構成に有害となる一切の分子の入國を阻止する爲め一般移民の入國を嚴重に取締ること。

二、黒人種移民は入國を禁止し、黄色人種移民は其の在伯着數の五分に限り毎年入國を許すこと。

尚右提案理由中日本移民に關するものを要約すれば左の如くである。

日本移民の誘入は歐洲移民減退の補給手段として行はれな
ぎが、同移民は左の如き缺點を有し、其の結果は甚だ好ま
くない

- 1. 人種型劣悪なり。
- 2. 言語、風習、道德の差異甚し。
- 3. 特殊集團を形成す。
- 4. 移動性に富み、定着性に乏し。
- 5. 日本は軍國主義的國家にして挑戰的なり。

レイス法案及フアリア修正案は下院の農工委員會を通過し、更に下院
財政委員會に廻付せられ、財政委員會は大正十三年十月三十日オリベ
ラ・ホテリヨ氏を其の報告委員に指名した。

茲に於てホテリヨ委員は報告書作成の爲め親しく日本移民の實情を
調査すべく同年十二月二週間に亘つて聖州視察旅行を試み、報告書が翌
十四年七月議會に提出された。同報告書に於てホテリヨ氏は各地日本
人植民地の狀況を詳述し、其の成績並日本人の習性を激賞し、且フアリ
ア氏の揚げた排日理由を一々反駁し、フアリア修正案中黄色人移民五分

制限に関する字句の削除を求めた。而して右ホテトリヨ報告及修正動議は十二名の財政委員中九名の多数を以つて可決せられた。こゝにレイス法案及びフアリア修正案はともに極り潰しの運命に遭つたが、右兩案の骨子は其の後も絶えず輿論の一部に散見せられた。

一九三〇年の入移民制限令

一九三〇年十月革命の結果成立した伯國革命政府は國內の失業者救済を目的として一九三〇年入移民制限令を制定し、一九三一年一月以降一般外國移民の入國を禁止したが、獨り日本移民のみは農業労働に適すとの理由より引き続き入國を許可せること既述の通りである。然るに斯くの如き日本移民の優遇は他の諸出移民國の嫉視を招いたばかりでなく、伯國に於ける一部排日家の乘するところともなり、遂に伯國憲法制定議會に於て果然問題化した。而して此時の排日問題は既に四年前の革命に依

つて醸成された國家主義の中に胚胎しつゝ、あつたものと見るべきである。

九〇

憲法制定議會

這次の憲法制定議會はブラジル共和國にとつては第二次の憲法制定議會であつて、第一次の憲法議會は一八九〇年に開かれ、此時始めて共和憲法が制定された。其後同憲法は一九二六年に改正されたが、一九三〇年の革命により憲法は停止せられて獨裁政治が行はれ、一方革命政府は國民に對して秩序回復次第憲政に復歸すべきことを約した。然るに諸種の事情より獨裁政府は容易に右の約束を果さず、却て聖州を壓迫する様であつた爲め、一九三二年又復聖州に「護憲革命」が起された。然し之亦獨裁政府の勝利に歸し、聖州は其の目的を達するを得なかつたが、此革命により憲政復歸運動は愈々促進せられ、政府も亦之憲政治を布くことに意を決し、斯くて憲法制定議會の議員選舉が一九三三年五月に行

はれ、同年十一月十五日伯國建國記念日をトして憲法制定議會が招集せられ、憲法草案政府案が審議されることとなつた。

政 府 案

政府案は其後討議の進むにつれ、前後三回修正されたが、其の第二回に於ける政府案中移民に関する項目は次の通りである。

先づ聯邦組織を規定せる第一章第七條聯邦政府の權能中第十項に於て「聯邦政府ハ植民、出入移民ニ關スル法律ヲ制定シ、入移民ハ之ヲ指導調整若シクハ禁止スル權能ヲ有ス」と定め、第三章經濟社會制度に關する規定中第百五十二條に「法律ニ依リテ國家ノ利益ニ鑑ミ入移民ノ同化ヲ確保スベシ」なる條項が獨立して挿入された。尚第一章の權利義務規定の第百七十一條には「小學校教育ハ必ずラジル語ヲ以テ教授スベシ」と規定した。即ち從來移民に關しては各州獨立の權能を有したるを聯邦政府の權能に移し、外國移民の同化及伯國語による教育を強調せるものである。

アツシリア移民問題

之より先一九三三年末國際聯盟の斡旋を以てアツシリア移民二萬人の伯國誘入計畫が立てられ、其の調査が行はれつゝあつたところ、之に對する反対氣勢が各方面に擧がり、各新聞は一齊に不賛成意見を發表して世論を湧き立たせ、遂ては一般移民問題に迄論及し、さては曰本移民に對してさへ不賛成を唱ふるもの現はれ、折柄議會では新憲法中移民に關する條項の提出せられたる際として、此のアツシリア移民問題に依て醸し出された移民反対の氣勢は排日議員の乘ずるとまゝとなり、思はざる悪影響を及した。

修正案の提出

前記憲法草案政府案中移民條項に關する修正案として提出されたものは左の如きものである。

一、ミゲル・コート提出修正案

修正案の皮切りとして十一月三十日有名な排日家ミゲル・コート博士は豫てよりの持論たる優生學より日本移民不可論を引携けて修正案を提出した。即ち

阿非利加黑人移民ノ入國ヲ禁止シ、亜細亞移民ニ就テハ毎年現在數ノ五分迄入國ヲ許可ス、本規定ニ牴觸スル如キ各州ノ移民誘入契約ハ無効トス

文中曰日本人とは指突してないが、日本人を目標となせることは、同氏平素の持論よりして明かなるところで、其後の諸排日法案に就ても同様に解釋せらるべきものである

二、アルツール・ネイザ他十六議員提出修正案

ミゲルコート案と同日に生物學研究所長にして嘗て日本に來朝し、我が勳三等を有するバイヤ選出議員アルツール・ネイザ氏は他十六名議員の賛成署名を有する危託修正案を提出した。

入移民ノ許可ハ白色人種ノミニ限定シ、國內ニ於ケル彼等ノ集團居住ヲ禁ズ

三、モンテロー・デ・バルロス提出修正案

十二月十八日聖州シヤツパウニカ選出議員モンテロー・デ・バルロス氏によりて左記修正案が提出された

法令ニ依ツテ伯國民型構成上必要ナリ手段ヲ講ジ、之が助成促進ハ聯邦政府ニ一任スベシ

イ、本趣旨ニ基ク各州対策ヲ協定スル爲メ專門委員會ヲ設置シ、特ニ人種改良並ニ教育問題ニ留意セシム

ロ、國內ニ於ケル同一國民又ハ同一種族外國移民ノ集團ヲ禁ズ

四、シヤヴィエール・デ・オリグエイラ氏提出修正案

十二月二十二日ヤアラ州選出議員にして同州精神病院長たるシヤビエール・デ・オリグエイラ氏により同氏ノ専門的立場よりせる左の如き排日的修正案が提出された。

黄色及黒色人種移民ノ入國ヲ禁止シ、白色人種移民ニ對シテハ精神檢査ヲ勵行スベシ

以上の四修正案は一九三三年末に於て相次で提出されたのであるが、一九三四年に入りて議會第一讀會中モンテロー・デ・バーロス氏、アルツール・ネイバ氏、ミゲル・コルト博士、バセツコ・シルバ氏等の排日的演説が行はれて、各方面注目の的となり、殊に言論機關は本問題を取扱ひ、甲論乙駁囂々として紙面を賑はした。新聞紙の論調は多く日本移民の擁護禮讚に傾き、其論旨は日本人に好感を有するものが多数を占めた。

三月十三日一先づ第一讀會終了して憲法草案政府代案なるものが作成されたが、移民條項には変化がなかつた。従つて夫迄の諸排日提案は一應消滅の形となつた。第二讀會の修正案提出締切期日は四月十三日であつたが、我が官民一致の努力と各新聞社の論調とにより移民條項に対する修正案は最早や之以上提出せられざるべしと豫想せられた。一方此間

排日派に於てはミゲル・コート博士を中心として盛に暗躍を試み、前回の五分制限を訂正して更に二分に縮減する案を掲げて第二總會に臨まんとし、一擧に百三十名の賛成議員を獲得し、遂に我方側活動の裏をかいて、果然修正案提出締切日の午後同修正案を提出し、日本人をして哑然たらしめたる。同案の内容は左の通りである。

法律ノ規定セル制限内ニ於テ入移民ハ其ノ出發ノ如何ヲ問ハズ其ノ入國ハ自由トス、但シ各國移民ノ毎年入國數ハ最近五十年間ニ於ケル當該國民ノ國內居住數ノ二分ヲ超ユルコトヲ得ス、
 聯邦領土内何レノ地點ニ於テモ移民ノ集團ヲ許サズ、外來人ノ選擇居住並ニ同化ニ關スル規定ハ法律ヲ以テ定ム。

議會に於ける審議

修正案提出締切後分科委員會が開かれ、五月七日より議案は本會議に逐條審議のことゝなつた。斯かる間にも排日問題に關する議論は常に行はれ、排日側は「トリス友の會」を利用して熾に排日氣勢を

煽った。

本會議三日目の五月九日初りて移民問題の一部が審議に上り、曩に提出された大バンカーン案（大州議員團案）が無修正を以て通過した。それは第一章第四條第二十項聯邦の權限に屬する規定中のGであつて左に如きものである。

第四條 左記權限ハ特ニ聯邦ニ屬ス
第二十項 左記事項ニ對スルニ法權限

G 外國人ノ歸化、入國及追放、犯罪人ヲ渡、出移民及入移民、但入移民ニ就テハ之ヲ規律シ方針ヲ定ムルコトヲ要シ、出發地ニ依リテ全部又ハ一部ヲ禁止スルコトヲ得

本條項は從來各州の權限に屬せし移民事項を移して聯邦の權限となし、今後非日家に縱横の活動の餘地を與へたものとして最も注意すべきである。

其後議案審議は次第に進行して日本側の最も憂慮せし第百六十一條の移民條項に入らんとしつゝ、あつた際、五月十七日コメルシオ紙はコト

案を支持せる大々的排日記事を掲げて一氣に議會の対日空氣を悪化せしめた。斯かる雰圍氣の裡に五月二十三日遂に其の日は束り、コート案を統つて賛否兩派間に激甚なる應酬問答が行はれ、議場は非常なる混亂に陥り、翌二十四日票決に入りたる結果一四六対四一票を以てコート案は遂に採擇された。其の全文は左の通りである。

第二百一十一條

第六項 領土内ニ入國スル移民ハ人種的統制ノ確保及肉体的並文化的能力ノ保全ニ必要ナル制限ヲ受クベシ、但シ一年間ノ各國ヨリノ移入ハ過去五十年間ニ伯國ニ定着セル當該國人ノ二分ノ限度ヲ超ユルコトヲ得ズ

第七項 聯邦領領土内何レノ地點ニ於テモ移民ノ集團ヲ禁ズ、外國人ノ選擇、其ノ居住地域ノ限定及同化ハ法律ヲ以テ定ムベシ

斯くの如くして移民條項は通過したが、其他議案の審議は六月八日を以て完了し、新憲法は七月十五日公布せられて、翌十六日より効力を發

生した。

移民制限実施

移民制限は一九三五年より実施せられたが、之が爲め伯國の産業殊に
聖州の珈琲及棉作に大打撃を與へ、新聞は此の事に就き論じ、大統領も
亦國會への教書に之を述べた。然し排日團體アルベルト・トーレス協會
の運動は愈々熾烈を加へた。一九三五年度の割當は労働者で暫定的に作
つたものが適用せられ、日本移民は二千八百四十九人と定められたが、
實際同年中には右割當許可数の他に一九三四年度分の残部として六千六
百七十人が入國した。然し同法は伯國自身の開發上多大の支障を齎らし
た爲め實際運用上は種々の緩和策が講せられたこと及最近今次大戦勃發
に至る迄に於て第三國の策動によつて日本移民の入國に対し屢々諸種の
障壁が惹起されたことは既述の通りである。

現在在伯邦人数其他

在伯邦人数は最近約三十一万人に達し、總数の九割が聖州にあり、其他の少数が他諸州に散在してゐる。職業別は其の殆ど全部が農業の目的で渡航したものであるから、農業に従業するものが總数の約九割を占める。有業者中農、商、工、に従事するものゝ百分比は左の通りである。

	昭和七年	全九年	全十年	全十五年
農 業	八六・〇%	九〇・七%	八九・三%	八七・一%
商 業	四・五	三・四	四・八	五・五
工 業	三・〇	二・四	二・三	三・〇
其 他	六・五	三・五	三・六	四・四

今日伯國特に聖州の農業界に對する邦人の貢獻は甚だ大であつて、最近邦人の農産物生産高は年額約一億五千万圓に達し一家族平均三千數百

101
田に當り、内地農家收入と比較して大なる差違を呈してゐる。

近年邦人農業者の棉作進出は特に顕著であつて、従来邦人農業者の第一位を占めた咖啡を蹴落して玉座を獲得し、邦人棉産高は聖州棉の五割以上を占めて年産一億石に達する。第二位の咖啡に於ける邦人の生産比率は聖州産額の七分であるが、その年産三千石、棉、咖啡の外は養蠶、茶業、蔬菜栽培等の特殊産業に於て邦人の聖州に寄與する所も尠くない。即ち養蠶業に於ては邦人は聖州の七割、茶業に於て九割、蔬菜一般に於て七割を夫々生産しその内蔬菜類の邦人年産高は一千石を越える状況である。今在伯邦人の農産物生産高と伯國及聖州の同生産高とを比較するに左表の通りである。

一九三五—三六農年伯國、聖州對邦人農産物生産高

(現在ハコト邦貨約三〇〇円)

種別	豆		粟		綠		斑		種別		
	全	州	全	州	全	州	全	州			
數量	三五〇〇〇	一、三〇〇〇〇	六〇〇〇	九〇〇〇	二、〇九〇石俵	九、〇〇〇	一八、〇〇〇	三二、〇〇〇石俵	七五〇	一、〇一〇〇	一、七三七石表
伯貨	九、〇〇〇、〇〇〇	二四、〇〇〇、〇〇〇	一、〇八〇、〇〇〇	一六二、〇〇〇	三七六、二〇〇	三六〇、〇〇〇	七二〇、〇〇〇	一、二八〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	一一一〇、〇〇〇	一、七二七、〇〇〇 <small>コトメ</small>
單價	〃	一俵二〇〇〇ミル	〃	〃	一俵二八ミル	〃	〃	一〇キロ四〇ミル	〃	〃	一俵百ミル

(在聖市總領事館勸業部調正據為)

馬鈴薯		煙草			甘蔗			玉蜀黍				
邦人	聖州	全伯	邦人	聖州	全伯	邦人	聖州	全伯	邦人	聖州	全伯	邦人
八〇〇〇	二四〇〇	六五〇〇俵	一五〇〇	三十噸	八〇〇	四〇〇	一二〇〇	二七〇〇噸	五〇〇	一、七〇〇	八、〇〇〇	一五〇〇俵
三二、六〇〇	六五、〇〇〇	一七五、五〇〇	六〇	一、二〇〇〇	三二〇、〇〇〇	六〇〇	一八、〇〇〇	四〇、五〇〇	七、五〇〇	三五五、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇 コスト
〃	〃	一俵二八ミル	〃	〃	一噸四〇ミル	〃	〃	一噸一五ミル	〃	〃	一俵一五ミル	一俵二〇ミル

茶			柑橋類			八十十			蔞		
全	邦	聖	全	邦	聖	全	邦	聖	全	邦	聖
伯	人	州	伯	人	州	伯	人	州	伯	人	州
七、六〇〇〇箱	六万五千箱	八〃	一〇万箱	一〇万五千箱	三万五〇〇〃	一、二〇〇〇箱	一、五〇〇〃	二、七〇〇〃	四、五〇〇〇箱	三、五〇〃	五、五〇〃
一一四、〇〇〇	九〇〇	九六〇	一一、二〇〇	一〇、五〇〇	一、八〇〇〇〇	七、七〇〇〇〇	一、五〇〇〇〇	二、七〇〇〇〇	四、五〇〇〇〇	一一、二五〇	一、八二五
一、千四一三、五〇〇	〃	〃	一、千四一三、五〇〇	〃	〃	一箱七、三〇〇	〃	〃	一、千四一三、五〇〇	〃	〃

計			蔬			葡	
邦	聖	全	邦	聖	全	邦	聖
人	州	伯	人	州	伯	人	州
五、一、三、二四〇〃	二、五〇〇、三八五〃	五、六、二、四、三〇〇 <small>コソク</small>				五〃	一、九〇〇、百、姓
(一、二、五、八、一〇、十、円)			九、一〇〇	一、三、〇〇〇	二、八、〇〇〇	七、五	二、八、五〇〇 <small>コソク</small>
						〃	一、キロ、ミル、五〇〇

一〇六

第四節 アルゼンチン移民

今日アルゼンチン在留の邦人は其數七千人で南米に於て伯國、秘露に次ぐ邦人の有數年移住地となつてゐるが、邦人移民の亞國渡航は明治四十一年の第一回ブラジル移民団中の二名が同年ブエノスアイレスに転住したのを嚆矢とする。其後伯國、秘露等の南米諸國より邦人の転入せるもの及彼等に呼寄せらるゝ日本内地より渡來せる者等が加はつて徐々に其數を増加した。

在留邦人の過半は首都ブエノスアイレス市の居住して貿易商社、陶磁器、綿絹布、雜貨等の商店珈琲店、飲食店、洗濯店、運転手等を営み、郊外の農園を經營し花卉、蔬菜類の供給に有力な地位を占め殊に花卉栽培に於ては毎年行はるゝ大統領カップを獲得する有様である。

此外地方の諸都市及其の郊外に散在し、其の狀態は首都に於けると同様である。邦人企業としては伊藤清藏博士の牧場經營が有名であるが、岡氏は昨年逝去された。又西部メンドーザ州に於て果樹蔬菜の栽培、ミ

ミヨネス州に於てマテ茶、葉煙草の栽培に従事してゐるものがある。

第五節 コロンビア移民

コロンビアと我國との間には夙に明治四十一年通商航海條約が締結され、然るが、久しく貿易、移民共何等見るべきものがなかつた。昭和四年我が外務省は邦人移民の進出を計る爲め海外興業会社社員の実地踏査の結果に基き、同國カラカ原野の中心地カリ市より六〇キロを距る地奥に試験地九十六町歩を購入し、之を植民試験地とすし、昭和四年度より同六年度に至る三年間継続事業として海外興業会社之が経営を委嘱した。之に依つて同社は先づ昭和四年十一月及同五年四月の兩度に第一回家族移民十家族（内福岡縣八家族、山口、福島各一家族）五十八名を入地せしめ、移住者は大豆、米、玉蜀黍、果樹、蔬菜等の栽培に従事した。彼等は当初は非常に困難を経験したが、刻苦努力の結果漸次順調に転じ、好成績を挙ぐるに至つた。其後昭和六年試験期間終了後植民割当地は大

夫移住者の賠償を以て譲渡せられた。

昭和十年北務省は前記植民地の拡張を期して、第一回移民が定む福岡縣人並みの鑑み、福岡縣海外移住組合に対し同國への進出を奨励した。茲に於て同組合は二万円を支出して前回移住地の隣接せる土地七十五町歩を購入し、同年十月同組合員十家族百四名を移住せしめられた。

現在コロンビア在住の邦人は約三百名足らずで、前記西移住地関係者の外は濃耕、庭園師、雑貨、食料品店、請負業、理髮業等の従事してゐる。

第六節 パラグアイ移民

パラグアイと日本との間には大正十年八月通商條約が締結せられた。同國の邦品輸入額は最近頗る増加して昭和十三年には同國の輸入貿易に於て本邦はアルゼンチンの次に第二位を占めたが、在留邦人は昭和十年迄は花卉、蔬菜の栽培、珈琲店、大工を営む者等約三十名の足らざる極め

て少数に過ぎなかつた。

一一。

然るに同国は地味、氣候、衛生状態等極めて良好で邦人の移住に適し、且官民共に邦人の入國を歓迎し居るの状态なるに鑑み、昭和十年拓務省はパラグアイ自來農移民送出計画を樹立し、政府は土地購入資金、生産資金等の低資融通を爲すの外産業公益施設其他事務費等に対し相當の助成をなし、海外移住組合聯合会を事業主体として同会が伯國に於ける事業經營に則り実行せしむることとした。同計画は同國の略中央地帯に約一萬二千町歩の農耕地を購入し、このに邦人の入植を奨励せんとするもので、その後入植者の数を次第に増加し、最近では約七百人の邦人が同國に在留してゐる。

